

第4次愛荘町障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

第7期愛荘町障がい福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

第3期愛荘町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

愛 荘 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	5
1. 統計からみる愛荘町の現状	5
2. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の状況	9
3. アンケート調査結果の概要	13
4. 関係団体調査結果の概要	28
5. 湖東地域障害者自立支援協議会における意見	30
6. 課題のとりまとめ	32
第3章 計画の基本的な考え方	33
1. 愛荘町の障がい者福祉施策がめざす姿【基本理念】	33
2. 計画の基本目標と基本施策	34
第4章 施策の展開（障がい者計画）	36
基本目標1 地域で自立して生活できるまちづくり	36
基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり	41
基本目標3 心通う、助け合いのまちづくり	45
基本目標4 安全に暮らすことができるまちづくり	48
基本目標5 元気とうるおいのあるまちづくり	51
基本目標6 合理的配慮を推進するまちづくり	54
第5章 第7期障がい福祉計画	56
1. 成果目標の設定	56
2. 障害福祉サービスの見込量および確保の方策	62
3. 地域生活支援事業の実施に関する事項	68
第6章 第3期障がい児福祉計画	75
1. 成果目標の設定	75
2. 障害児通所支援等の見込量および確保の方策	77
第7章 計画の推進体制	79
資料編	82

「障がい」の表記について：本計画では、法律や制度、事業所、サービスの名称等については「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい者福祉施策では、障がいのある人が自分らしく地域で生活できるよう、平成 23 (2011) 年から平成 25 (2013) 年にかけて、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害者総合支援法」の改正等が行われました。また、平成 28 (2016) 年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（令和3 (2021) 年6月に一部改正法公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなどの法整備が進められてきました。

平成 30 (2018) 年4月には、「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、「生活」「就労」に対する支援の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

また、平成 30 (2018) 年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元 (2019) 年には「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」、令和3 (2021) 年3月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4 (2022) 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインのまちづくりの推進等により、共生社会を実現し、障がいのある人の活躍の機会を増やすことがめざされています。

国では、「障害者基本法」に基づく令和5 (2023) 年度からの「障害者基本計画（第5次）」を示し、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、すべての国民は等しく基本的な人権を享有する個人として尊重し、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

愛荘町（以下、「本町」という）では、令和3 (2021) 年に「第4次愛荘町障がい者計画（令和3年度～令和8年度）」と「第6期愛荘町障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」および「第2期愛荘町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の3つの計画に基づき、誰もがいきいきと安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行により障がいのある人やその家族の生活やサービス利用に制約や制限が生じたほか、交流機会の喪失等、様々な影響がみられた一方、オンラインを活用したリモート支援や相談サービスの拡充といった生活様式の変化もみられました。

このたび「第6期愛荘町障がい福祉計画」および「第2期愛荘町障がい児福祉計画」が、計画期間の満了を迎えることから、国の動向やこれまでの本町の障がい者福祉施策の実施状況、障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第4次愛荘町障がい者計画」の部分的な見直しと、「第7期愛荘町障がい福祉計画」「第3期愛荘町障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

■障がい福祉施策に係る主な関連法令等の動向

年	主な動き
平成 28 年 (2016)	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行（一部を除く） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年 (2018)	○「障害者基本計画（第4次）」策定 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成 28 年6月施行） ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞および創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等
令和元年 (2019)	○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行
令和2年 (2020)	○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行（一部令和元年6月、9月施行） ・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等
令和3年 (2021)	○「障害者差別解消法」の改正 ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） ○「医療的ケア児支援法」の施行 ・医療的ケア児が居住地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4年 (2022)	○「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 等
令和5年 (2023)	○「障害者基本計画（第5次）」策定

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」とを一体的に策定したものです。

「第 4 次愛荘町障がい者計画」は、本町における障がい者施策の最も基本的な理念と方向性を明らかにするものであり、「第7期愛荘町障がい福祉計画」および「第3期愛荘町障がい児福祉計画」は、本町における障がい福祉サービスのさらなる充実と、支援体制の計画的な整備をめざすものです。

（参考：障害者基本法第 11 条第 3 項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（参考：障害者総合支援法第 88 条第 1 項）

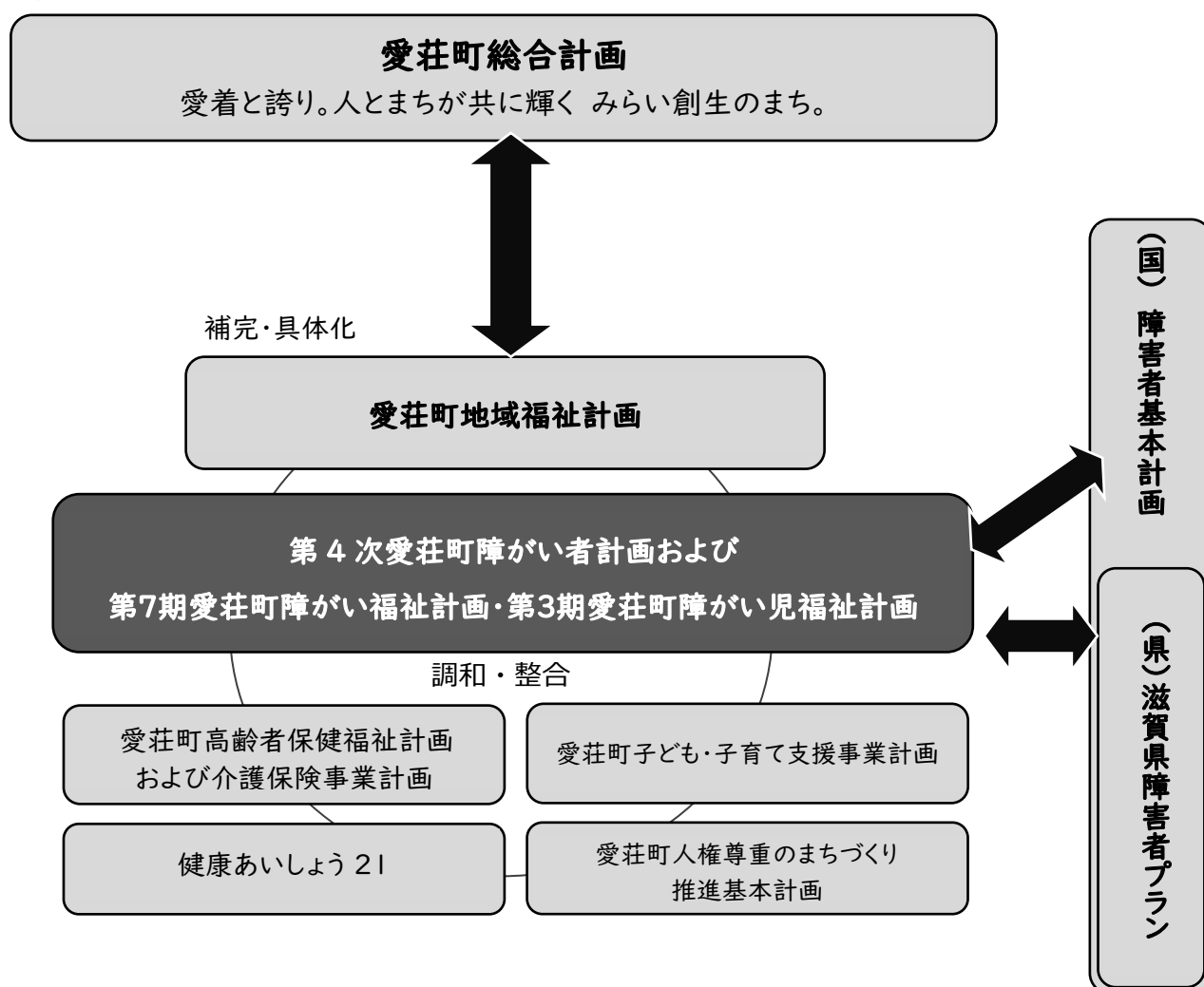
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（参考：児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

本計画は、本町の最上位計画である「愛荘町総合計画」を補完、具体化する福祉分野の上位計画に位置づけられる「地域福祉計画」と各分野別計画である「愛荘町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」、「健康あいしょう 21」、「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」および「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」との調和、整合を図りながら、今後、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにするものです。

■計画の位置づけのイメージ



3. 計画の期間

市町村障害者計画である「第4次愛荘町障がい者計画」の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度の6年間です。

「第7期愛荘町障がい福祉計画」および「第3期愛荘町障がい児福祉計画」は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

年度	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
障がい者 計画	第4次障がい者計画						第5次障がい者計画		
障がい 福祉計画	第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
障がい児 福祉計画	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

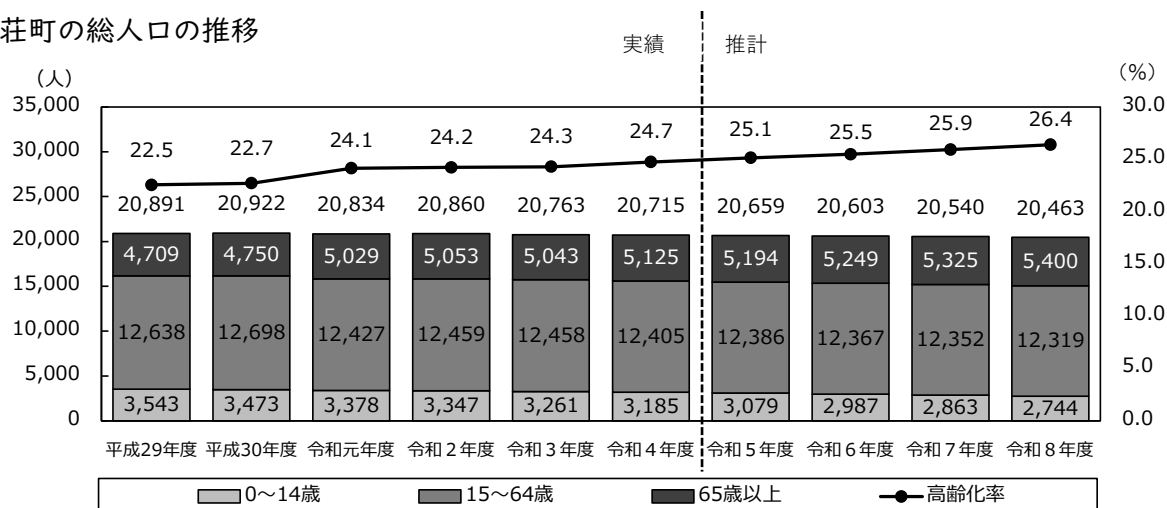
第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 統計からみる愛荘町の現状

(1) 総人口

本町の総人口の推移をみると、令和5（2023）年3月末現在、20,715 人となっています。年齢3区分別にみると、15～64 歳の人口は横ばいで推移しているものの、0～14 歳の人口は減少し、65 歳以上の人口は増加傾向にあるため、高齢化のさらなる進行が予想されます。

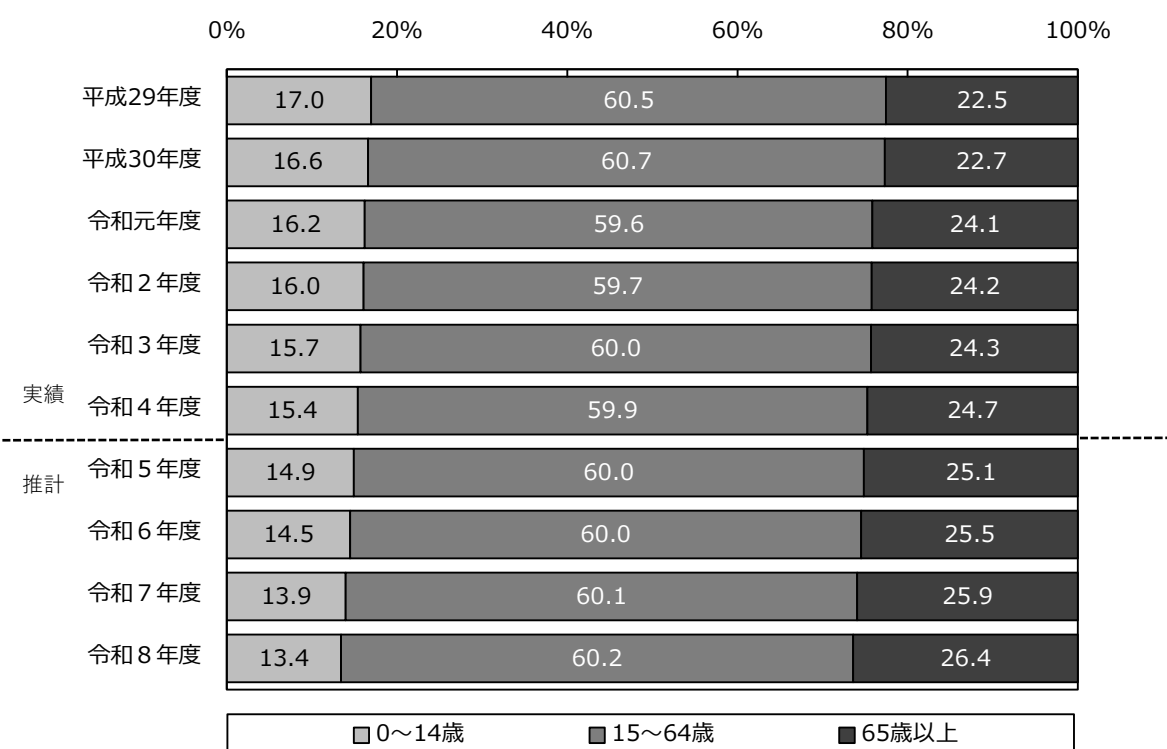
■愛荘町の総人口の推移



資料：滋賀の統計情報（各年度 3 月末）

※令和5年度以降は、令和4年度までの実績を用いたコーホート変化率法による推計

■年齢 3 区分別人口構成比の推移



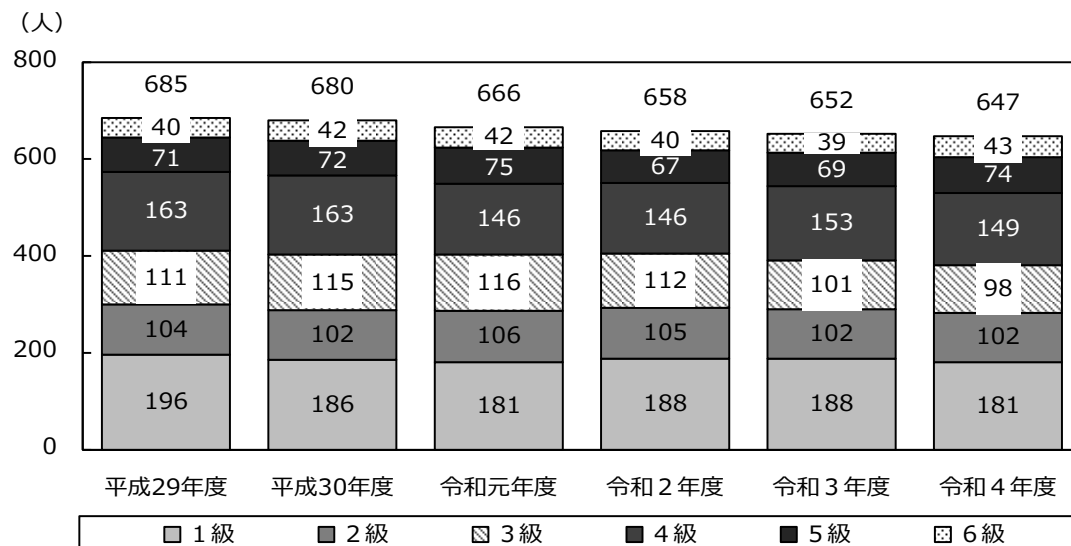
資料：滋賀の統計情報（各年度 3 月末）

※令和5年度以降は、令和4年度までの実績を用いたコーホート変化率法による推計

(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は令和4(2022)年度で647人となっており、平成29(2017)年度から令和4(2022)年度にかけて5.4%減少しています。

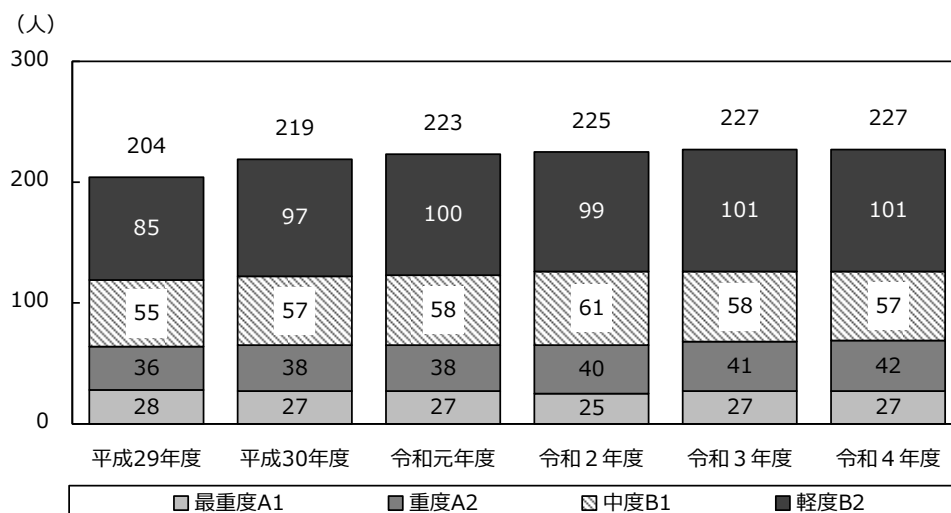
■身体障害者手帳所持者数の推移



(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は令和4(2022)年度で227人となっており、平成29(2017)年度から令和4(2022)年度にかけて11.2%増加しています。障がいの等級別にみると、特に「軽度B2」の手帳所持者数が大きく増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



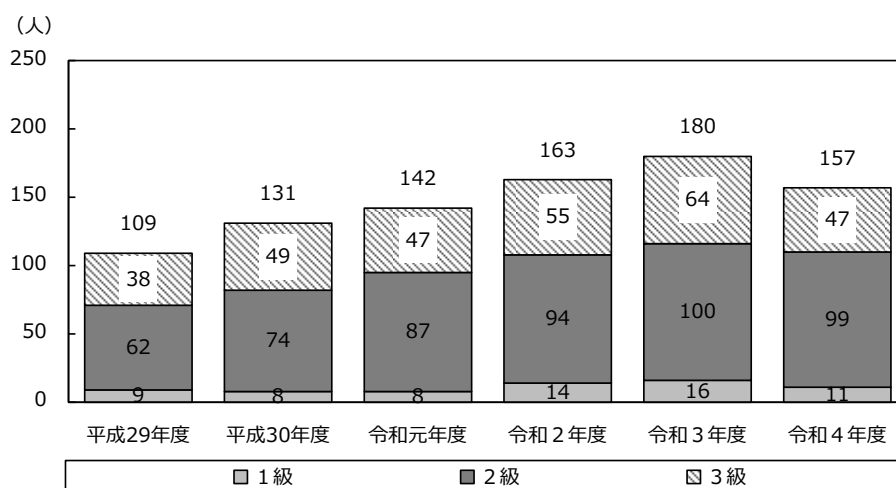
(4) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者は令和4(2022)年度で157人となっており、令和3年(2021)度をピークに減少に転じていますが平成29(2017)年度から令和4(2022)年度にかけて44.0%増加しています。

障がいの等級別にみると、「2級」の手帳所持者数が他の等級よりも大きく増加している傾向がみられます。

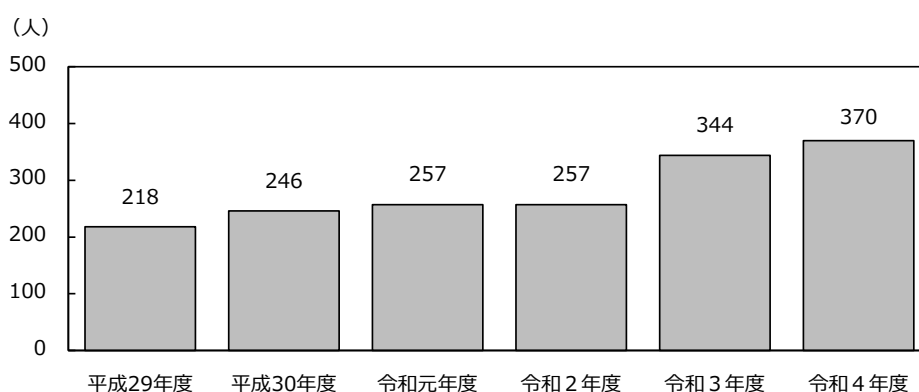
また、精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に必要とする人の自己負担額を軽減する自立支援医療(精神通院)制度の受給者数について、令和4(2022)年度で370人となっており、増加傾向が続いています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年度3月末)

■自立支援医療(精神通院)受給者数



資料:福祉課(各年度3月末)

(5) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。令和4(2022)年度の認定状況は、全体では区分3が最も多くなっています。

■障害支援区分の認定状況

(人)

		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
	全 体	29	14	20	30	19	0	112
	身体障がい	14	5	9	6	3	0	37
	知的障がい	12	8	9	14	11	0	54
	精神障がい	0	1	6	12	2	0	21

■障害支援区分の認定状況(身体)

(人)

		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
	令和元年度	18	4	6	10	2	0	40
	令和2年度	16	5	8	9	2	0	40
	令和3年度	16	5	11	6	3	0	41
	令和4年度	14	5	9	6	3	0	37

■障害支援区分の認定状況(知的)

(人)

		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
	令和元年度	11	9	9	10	15	0	54
	令和2年度	10	8	9	8	16	0	51
	令和3年度	12	7	11	12	12	0	54
	令和4年度	12	8	9	14	11	0	54

■障害支援区分の認定状況(精神)

(人)

		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
	令和元年度	0	1	5	10	2	0	18
	令和2年度	0	1	4	10	4	0	19
	令和3年度	0	1	4	12	3	0	20
	令和4年度	0	1	6	12	2	0	21

資料:福祉課(各年度3月末)

2. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の状況

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の目標を掲げて取り組んできました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元(2019)年度末時点の施設入所者数 15 人に対し、令和5(2023)年度までに施設入所者数を 14 人とする、地域生活に移行した人を1人とするを目標としていました。

施設入所者数は、令和4(2022)年度に 12 人、地域生活移行者も令和4(2022)年度に1人が移行しており、いずれも目標を達成しています。

	基準値	目標値	実績値
	令和元年度	令和5年度	令和4年度
施設入所者数	15 人	14 人	12 人
地域生活移行者数	1 人	1 人	1 人

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等の成果目標は、令和5(2023)年度で1人を目標としていました。

就労移行支援事業所で訓練等をしていただき、実習まではできましたが、就労には至りませんでした。就労継続支援A型については、令和4(2022)年度に町内にA型事業所が新設されました。

今後も一般就労への移行が可能となるよう事業者との連携が必要です。

	基準値	目標値	実績値
	令和元年度	令和5年度	令和4年度
福祉施設から一般就労への移行者数	2 人	3 人	0 人
就労移行支援事業	1 人	1 人	0 人
就労継続支援A型	1 人	1 人	0 人
就労継続支援B型	0 人	1 人	0 人

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5(2023)年度に地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を、湖東福祉圏域内に設置することを目標としていました。

保健・医療・福祉関係者が集まって協議することができており、今後も健康推進課、彦根保健所と連携していく必要があります。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

	基準値	目標値	実績値
	令和元年度	令和5年度	令和4年度
開催回数	-	1回	1回
参加人数	-	24人	24人
目標設定および評価の実施回数	-	1回	1回

【精神障がいのある人への地域生活支援】

	基準値	目標値	実績値
	令和元年度	令和5年度	令和4年度
地域移行支援の利用者数	-	0人	0人
地域定着支援の利用者数	-	0人	0人
共同生活援助の利用者数	-	5人	5人
自立生活援助の利用者数	-	1人	1人

(4) 地域生活支援拠点等の機能充実

地域生活支援拠点等について、令和5(2023)年度末までに湖東福祉圏域内に1か所整備することを目標としていました。

湖東福祉圏域1市4町での拠点整備は終えており、目標を達成しています。

整備後、圏域内の事業所に登録依頼をしたところ、現在17事業所が登録をしており、令和4(2022)年度は会議を4回開催し、運営方法等について情報共有を行っています。

	基準値	目標値	実績値
	令和元年度	令和5年度	令和4年度
地域生活支援拠点等の整備	0箇所	1箇所	17箇所
運用状況の検証および検討の回数	-	1回	4回
検証および検討を行う市町村数	-	5自治体	5自治体

(5) 相談支援の充実強化のための取組

相談体制の充実強化に向けたあり方について検討をすることを目標にしています。

相談支援および障害児相談支援については、計画相談員の不足が続いており、湖東福祉圏域1市4町で増員を検討しており、湖東地域自立支援協議会、湖東地域相談支援事業所ネットワーク会議とも連携し、相談体制の強化に努める必要があります。

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の充実については、令和5（2023）年度に向けて各種研修を毎年度1回開催することと、障害者自立審査支払等システムによる審査結果の共有を毎年度12回行うことを目標としていました。

湖東地域自立支援協議会において、福祉サービスの質の向上を目指して研修会を6回開催しており、目標を達成しています。

		目標値	実績値
		令和5年度	令和4年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有無	有	有
	回数	1回	6回
障害者自立審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	有	無
	回数	12回	0回

(7) 発達障がい児等に対する支援

発達障がい児等に対する支援について、令和5（2023）年度に支援プログラム等の受講者数を12人にするここと、ペアレントメンターの人数を5人にするこことを目標にしていました。

ペアレントメンターの活動については、子育て世代包括支援センターと検討していく必要があります。

		目標値	実績値
		令和5年度	令和4年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		12人	6人
ペアレントメンターの人数		5人	2人

(8) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターの設置と、保育所等訪問支援の整備を目標としていました。

児童発達支援センターについては設置できていませんが、子育て世代包括支援センターにおいて発達支援を行っているため、位置づけや必要性について検討が必要です。

保育所等訪問支援について、愛犬つくし教室（湖東広域衛生管理組合）において、平成30（2018）年4月より愛知・犬上郡で保育所等訪問支援事業を行っています。

		目標値	実績値
		令和5年度	令和4年度
児童発達支援センターの設置		1か所	0か所
保育所等訪問支援の利用体制整備		1か所	1か所

(9) 医療的ニーズへの対応

重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備と医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場やコーディネーターの配置、難聴等支援事業について目標としていました。

重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、湖東福祉圏域内に1か所整備されています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は湖東福祉圏域において、個別支援会議を開いて協議しています。

医療的ケア児支援のためのコーディネーターは配置できていません。

難聴等支援については、軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業を実施しています。

	目標値	実績値
	令和5年度	令和4年度
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	2か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	0人
難聴等支援	1人	2人

3. アンケート調査結果の概要

本計画を策定するための基礎資料として、障がいのある人の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、住民の障がいのある人とのかかわりや障がい者福祉に対する関心等を把握することを目的としてアンケートを実施しました。

(1) 調査の概要

	18歳以上対象調査	18歳未満(児童)対象調査
調査対象者	18歳以上の 障害者手帳を持っている方	18歳未満の 障害者手帳を持っている方
配布数	428人	72人
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
回収数	191人	29人
回収率	44.6%	40.3%
調査時期	令和5(2023)年10月	

(2) 結果の概要

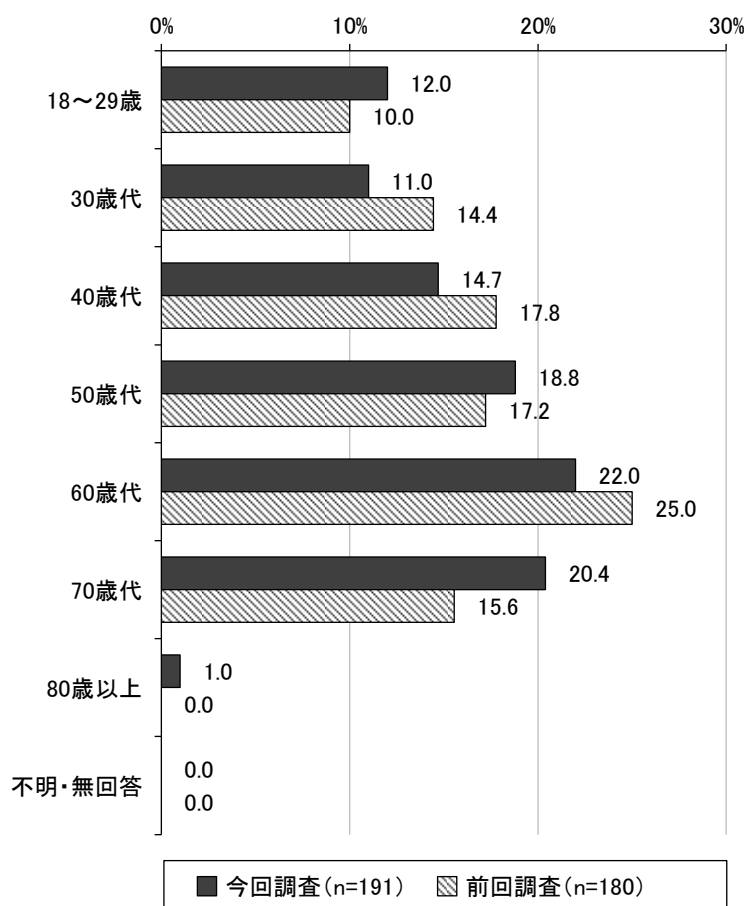
<結果の概要の見方>

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、アンケート調査結果の分析文、グラフにおいても反映しています。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計値が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

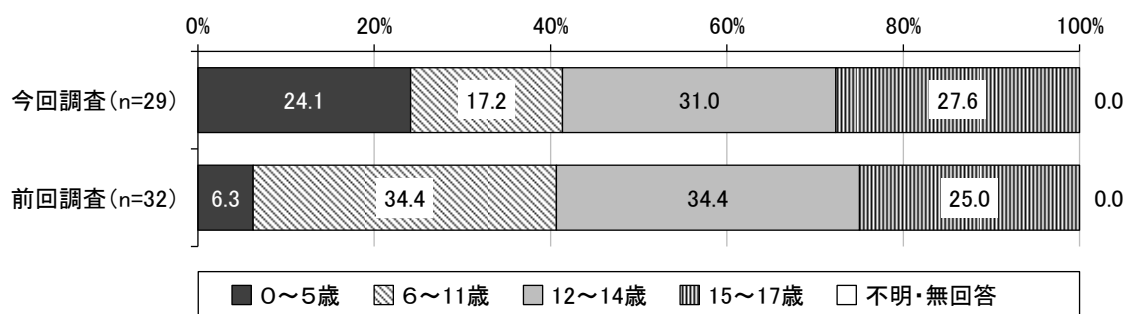
① 回答者について

- 18歳以上の年齢は、「60歳代」が22.0%と最も高く、次いで「70歳代」が20.4%、「50歳代」が18.8%となっています。
- 18歳未満の年齢は、「12～14歳」が31.0%と最も高く、次いで「15～17歳」が27.6%、「0～5歳」が24.1%となっています。前回調査と比べ「0～5歳」が増えています。

■回答者の年齢：18歳以上

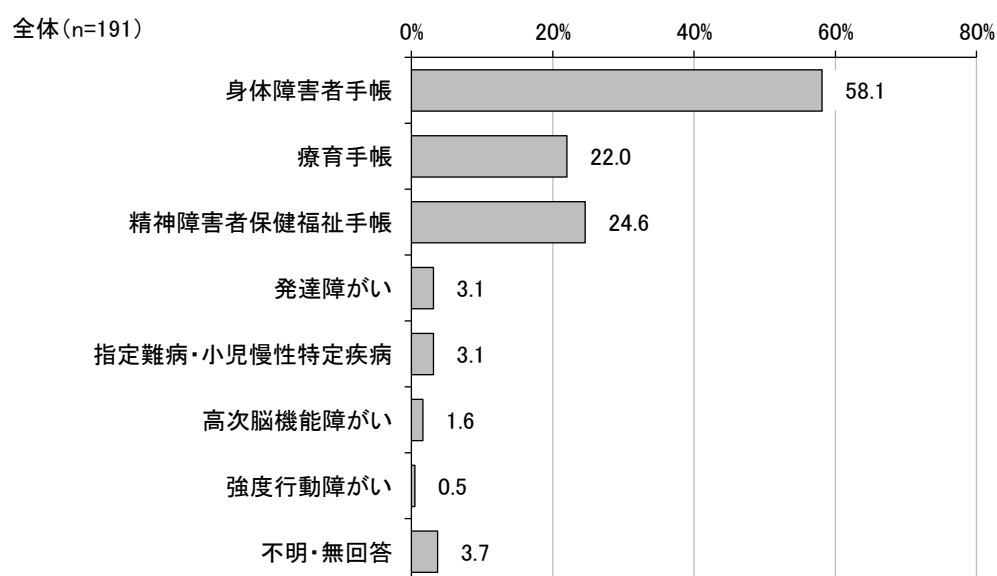


■回答者の年齢：18歳未満

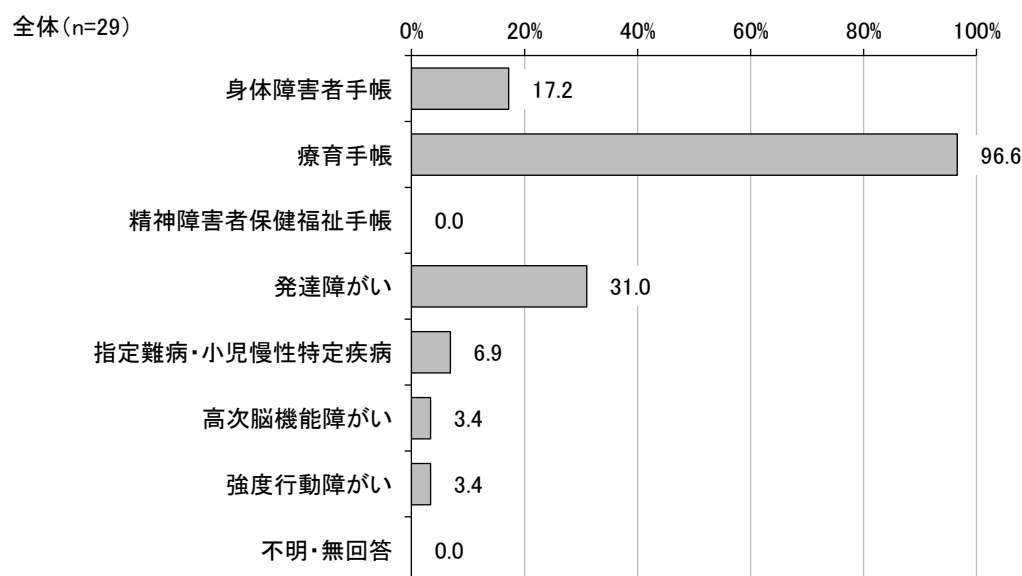


- 18歳以上の手帳等の種類は、「身体障害者手帳」が58.1%と最も高く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が24.6%、「療育手帳」が22.0%となっています。
- 18歳未満の手帳等の種類は、「療育手帳」が96.6%と最も高く、次いで「発達障がい」が31.0%、「身体障害者手帳」が17.2%となっています。

■回答者の手帳等の種類：18歳以上



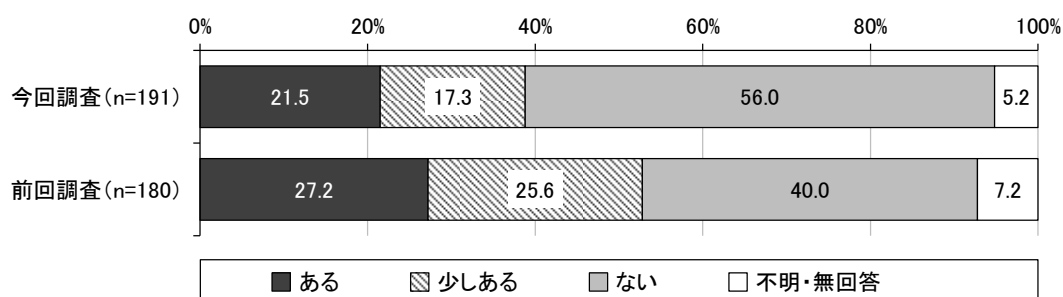
■回答者の手帳等の種類：18歳未満



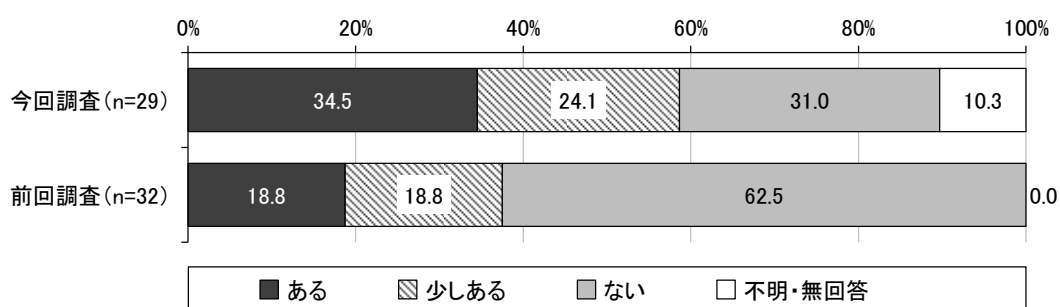
② 障がいのある人への理解について

- 18歳以上で差別やいじめなど、嫌な思いをした経験は、「ない」が56.0%と最も高く、次いで「ある」が21.5%、「少しある」が17.3%となっています。前回調査と比べて「ない」が増えています。
- 18歳未満で差別やいじめなど、嫌な思いをした経験は、「ある」が34.5%と最も高く、次いで「ない」が31.0%、「少しある」が24.1%となっています。前回調査と比べて「ある」「少しある」が増えています。

■ 差別やいじめなど、嫌な思いをした経験：18歳以上



■ 差別やいじめなど、嫌な思いをした経験：18歳未満



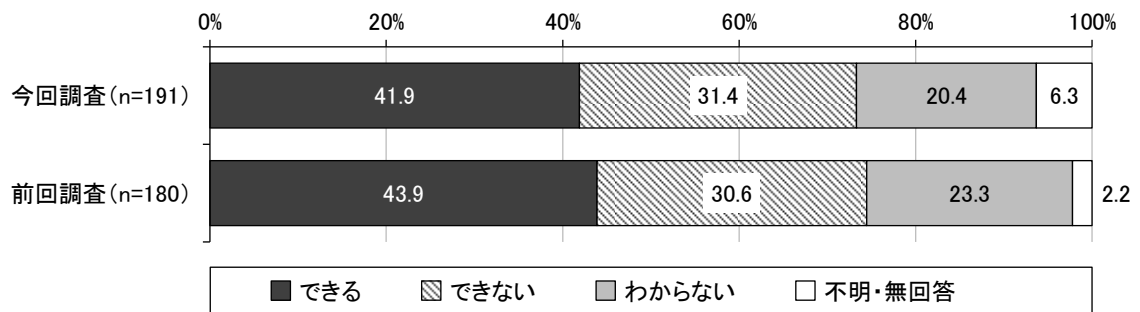
【課題】

- 18歳未満で差別やいじめなどを経験している人が増加しており、地域や園、学校における福祉教育の徹底による理解の促進が必要

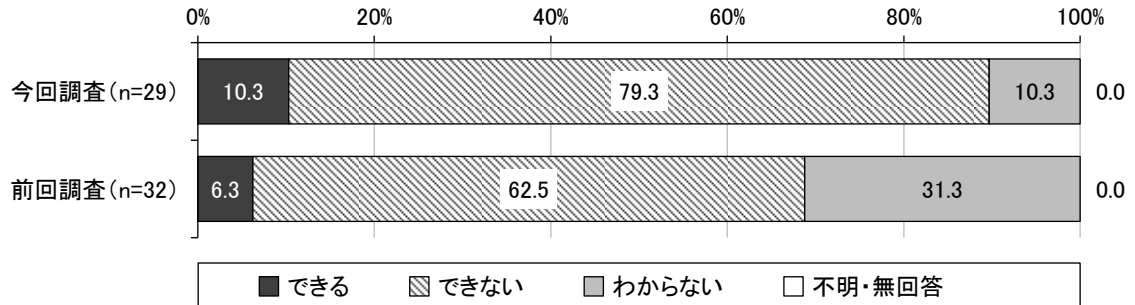
③ 災害時の対応について

- 18歳以上で災害時に一人で避難できるかは、「できる」が41.9%と最も高く、次いで「できない」が31.4%、「わからない」が20.4%となっています。
- 18歳未満で災害時に一人で避難できるかは、「できない」が79.3%と最も高く、次いで「できる」「わからない」がともに10.3%となっています。
- 18歳以上で一人だけの時に近所に助けてくれる人はいるかは、「わからない」が34.6%と最も高く、次いで「いない」が33.0%、「いる」が25.1%となっています。

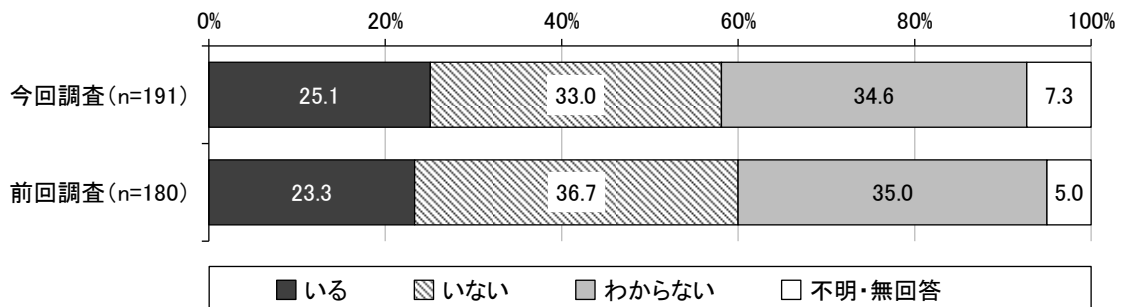
■災害時に一人で避難できるか：18歳以上



■災害時に一人で避難できるか：18歳未満

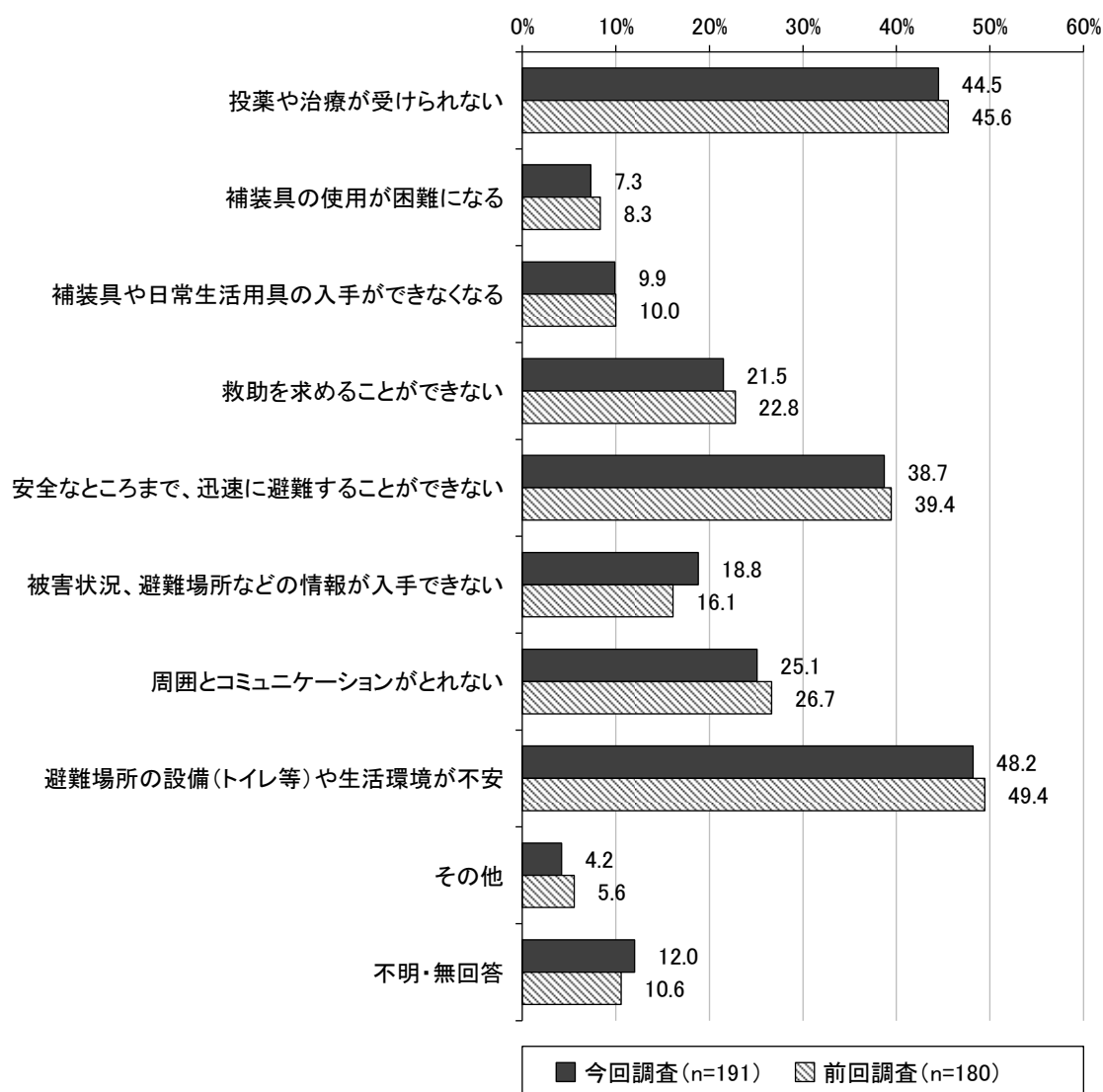


■一人だけの時に近所に助けてくれる人はいるか：18歳以上



- 災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が48.2%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が44.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.7%となっています。

■災害時に困ること：18歳以上



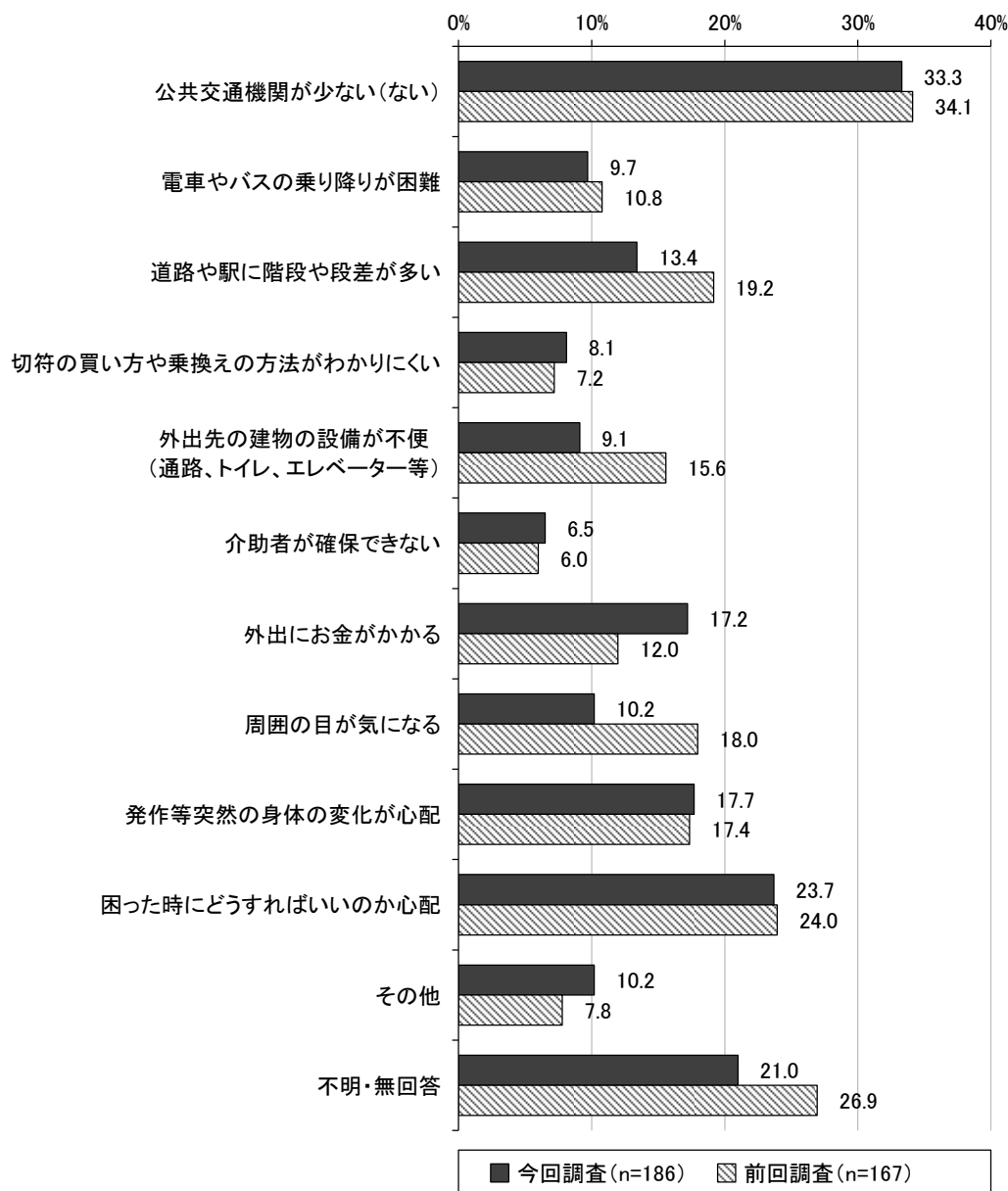
【課題】

- 災害等の非常時に対応できるよう、防災意識の向上や避難行動要支援者の登録促進、地域での見守り体制の充実強化が必要

④ 外出時の困りごとについて

- 外出する時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が33.3%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が23.7%、「発作等突然の身体の変化が心配」が17.7%となっています。前回調査と比べ「周囲の目が気になる」が減少し、「外出にお金がかかる」が増加しています。

■ 外出する時に困ること：18歳以上



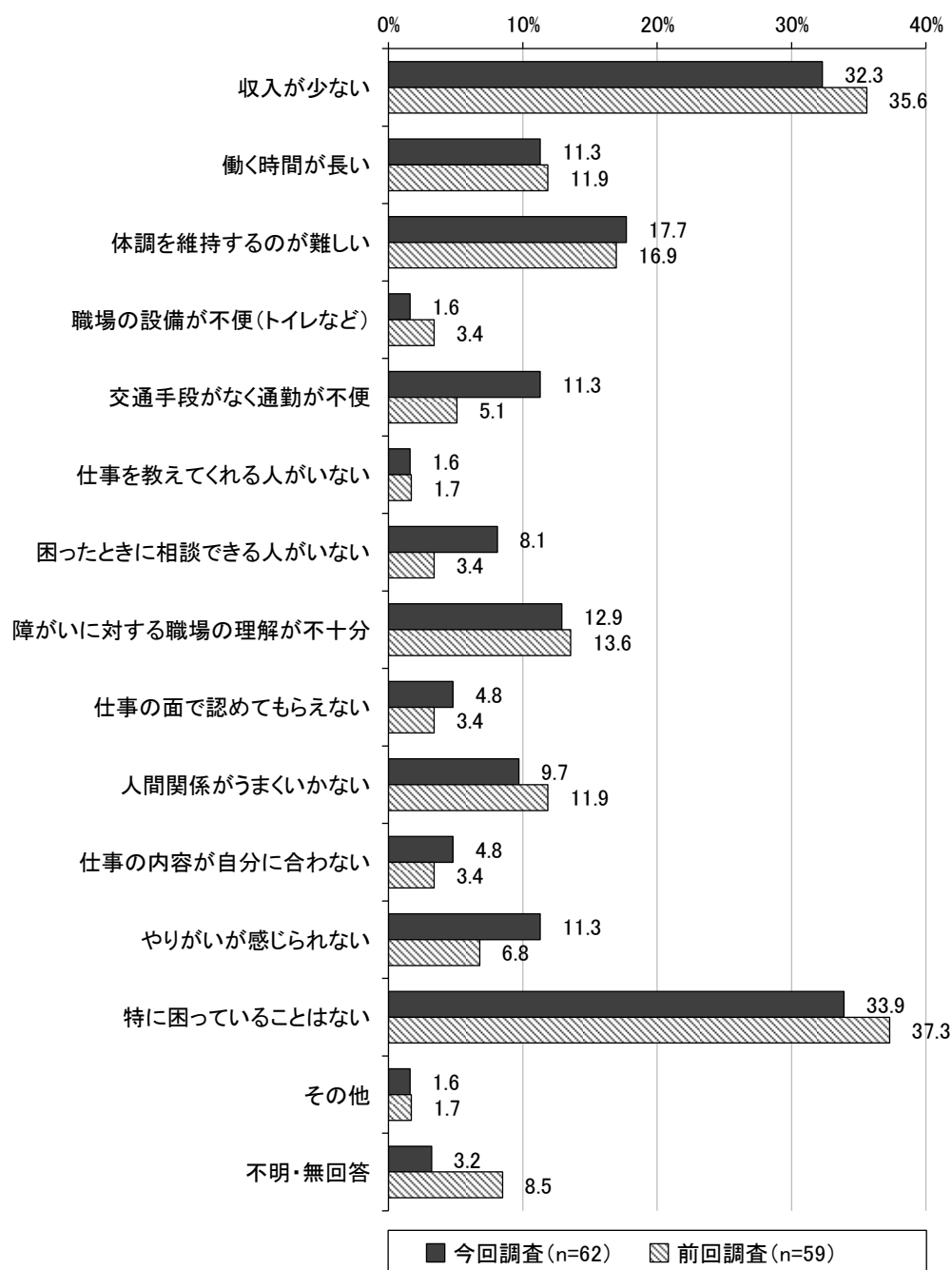
【課題】

- 外出支援の充実や交通環境の整備等、外出しやすい環境の整備など、障がいのある人が外出しやすい環境づくりが必要

⑤ 障がいのある人の雇用・就労について

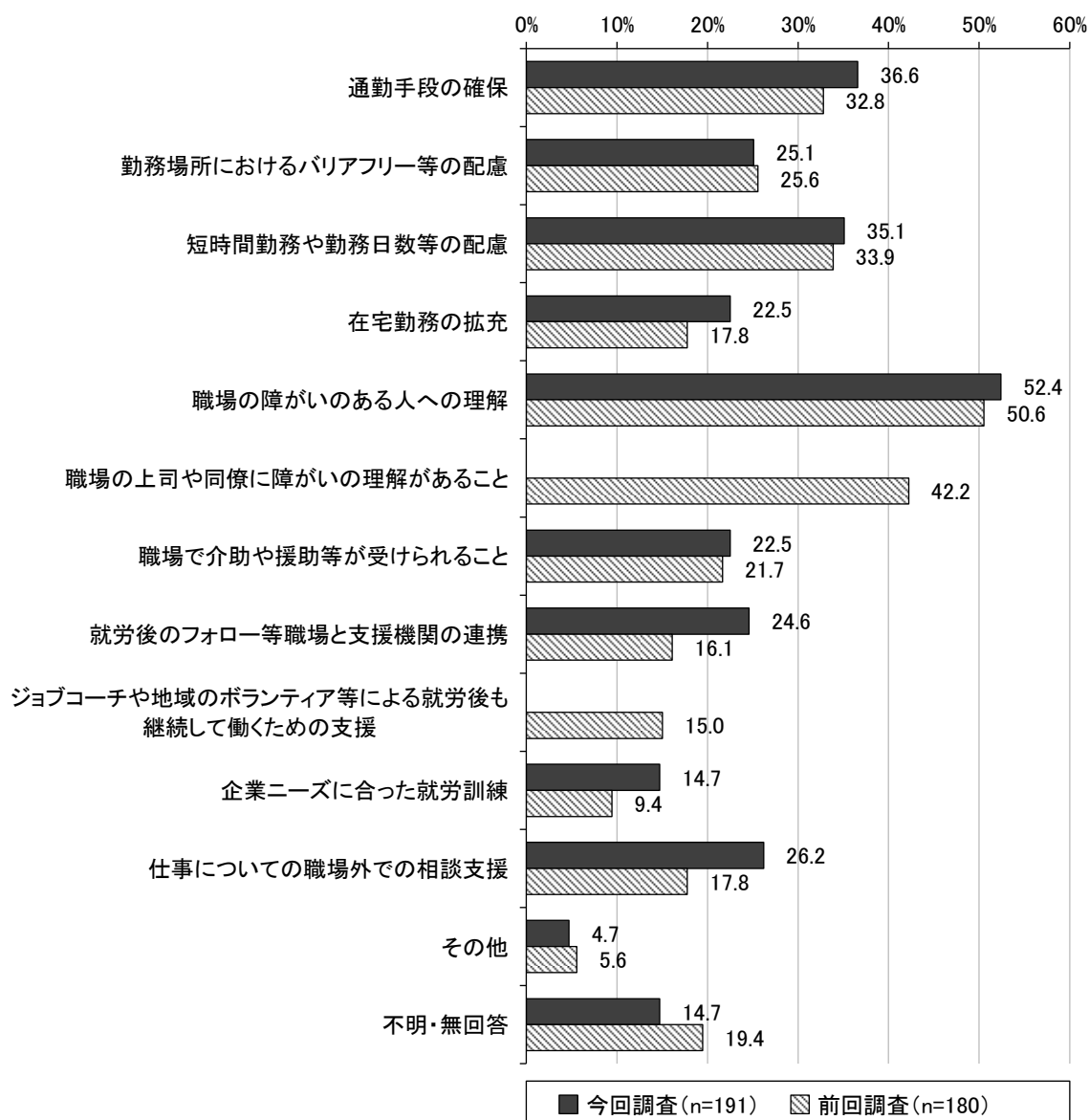
- 働くときに不安に思うことは、「特に困っていることはない」が33.9%と最も高く、次いで「収入が少ない」が32.3%、「体調を維持するのが難しい」が17.7%となっています。前回調査と比べて「交通手段がなく通勤が不便」「困ったときに相談できる人がいない」が2倍以上に増えています。

■働くときに不安に思うこと：18歳以上



- 障がいのある人への就労支援として必要なことは、「職場の障がいのある人への理解」が52.4%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が36.6%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が35.1%となっています。

■障がいのある人の就労支援として必要なこと：18歳以上



※「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「ジョブコーチや地域のボランティア等による就労後も継続して働くための支援」は前回調査のみの項目

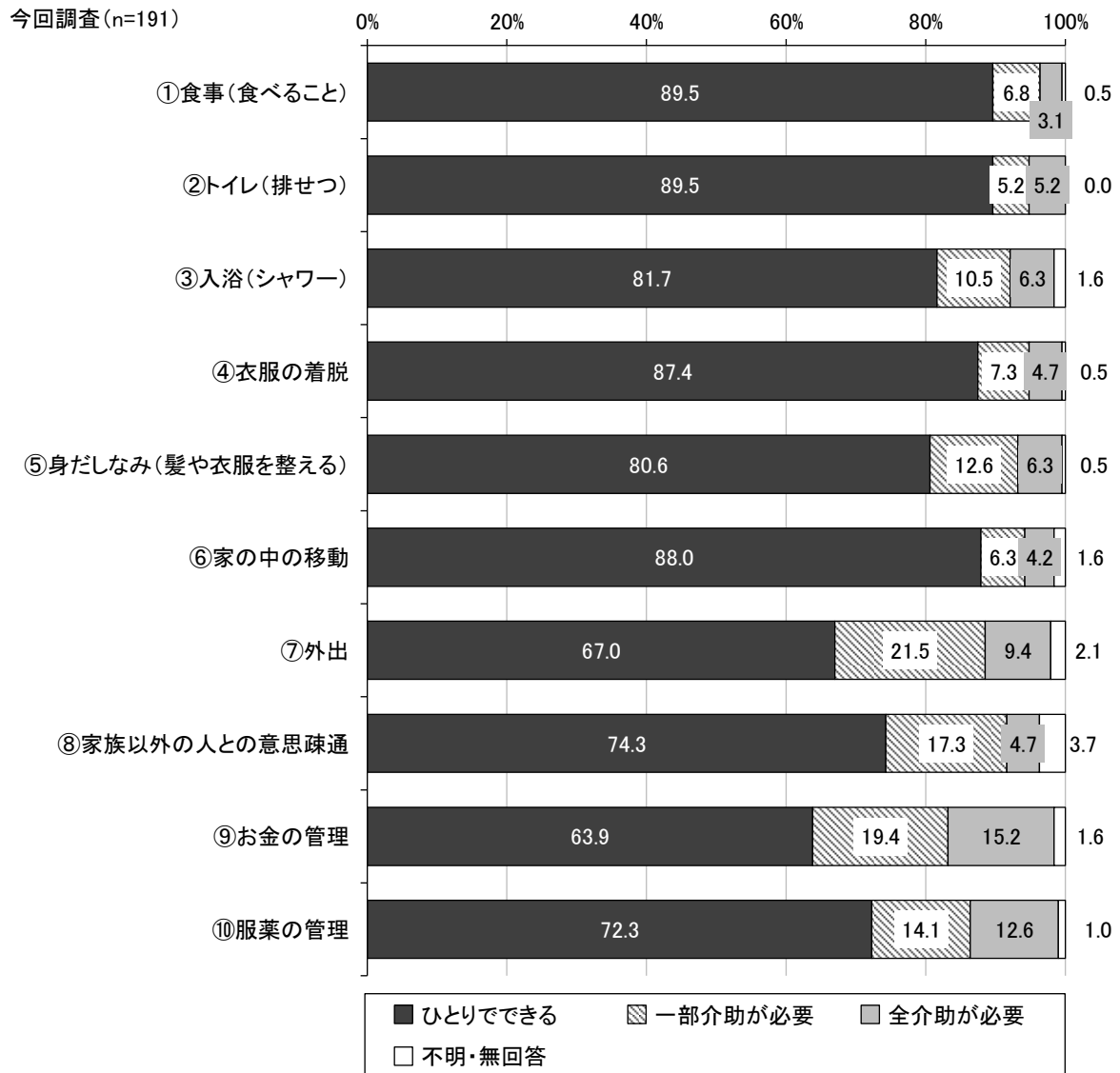
【課題】

- 障がいのある人の雇用・就労、相談支援、通勤手段の確保や、従業員の理解促進等、企業等での配慮が必要

⑥ 介助、介護、身近な相談について

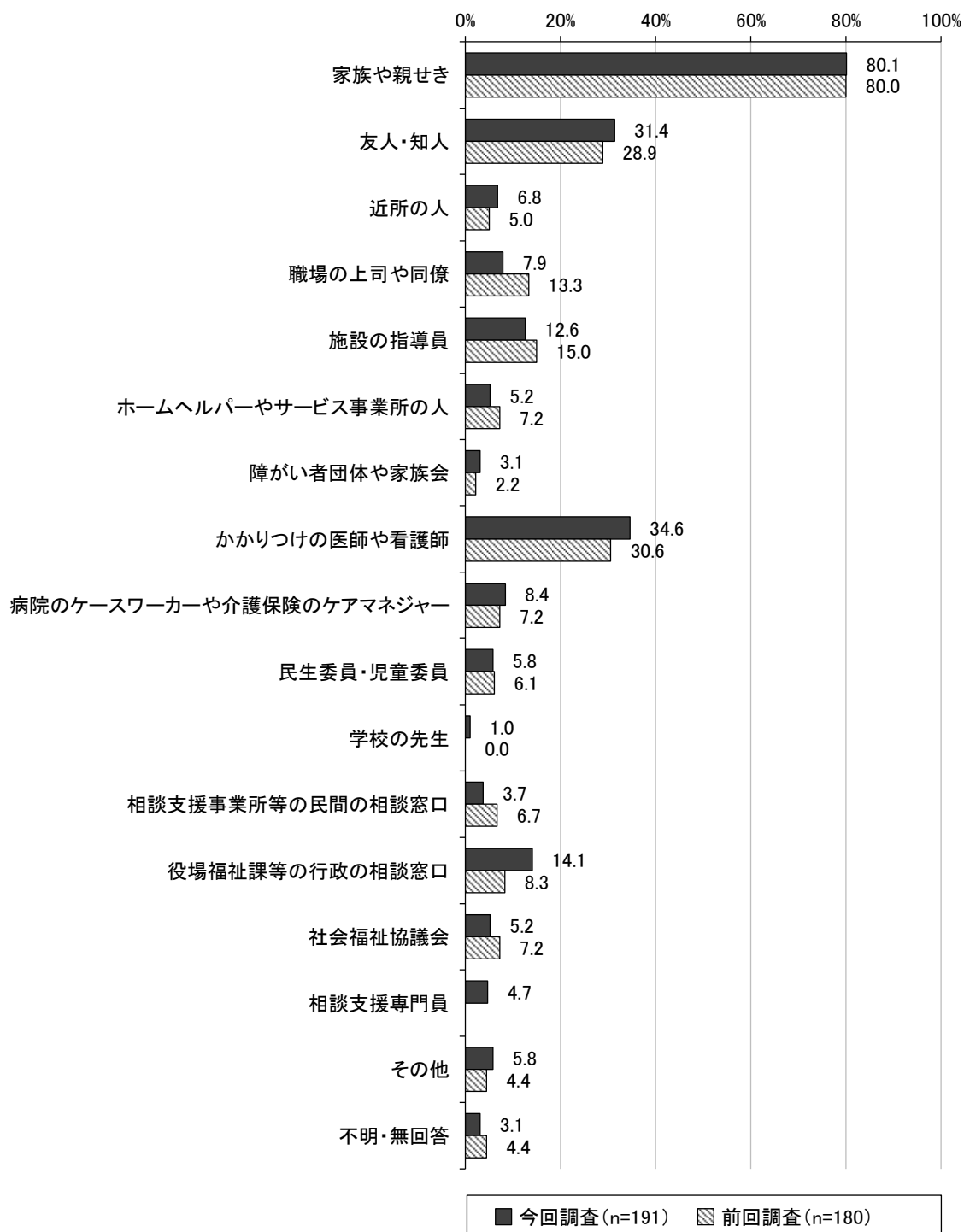
- 日常生活における介助の必要性は、「一部介助が必要」では〔⑦外出〕〔⑨お金の管理〕が2割前後、「全介助が必要」では〔⑨お金の管理〕〔⑩服薬の管理〕が1割以上となっています。

■日常生活における介助の必要性：18歳以上



- 18 歳以上の主な相談相手は、「家族や親せき」が 80.1%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 34.6%、「友人・知人」が 31.4%となっています。

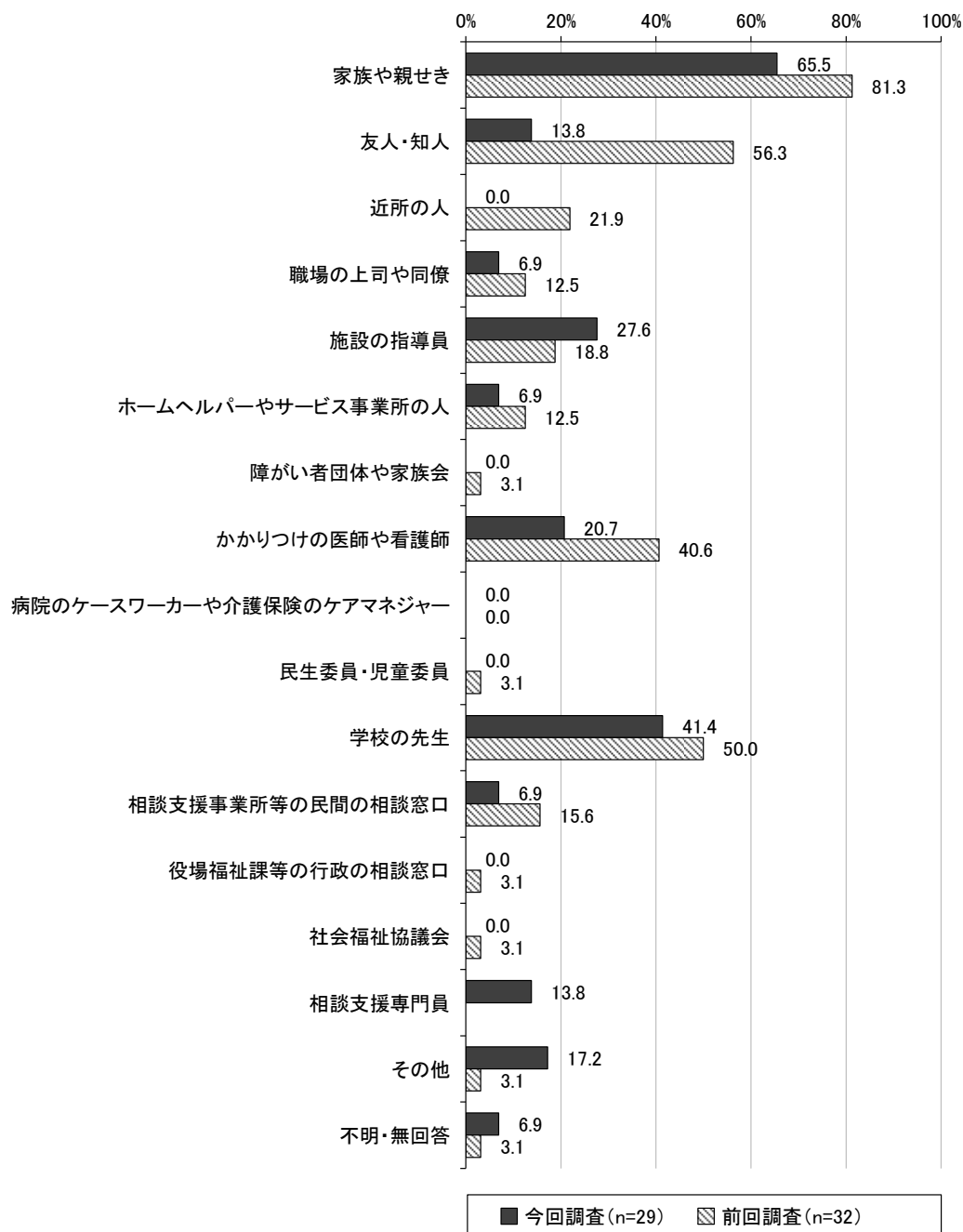
■ 主な相談相手：18 歳以上



※「相談支援専門員」は今回調査のみの項目

- 18歳未満の主な相談相手は、「家族や親せき」が65.5%と最も高く、次いで「学校の先生」が41.4%、「施設の指導員」が27.6%となっています。

■ 主な相談相手：18歳未満



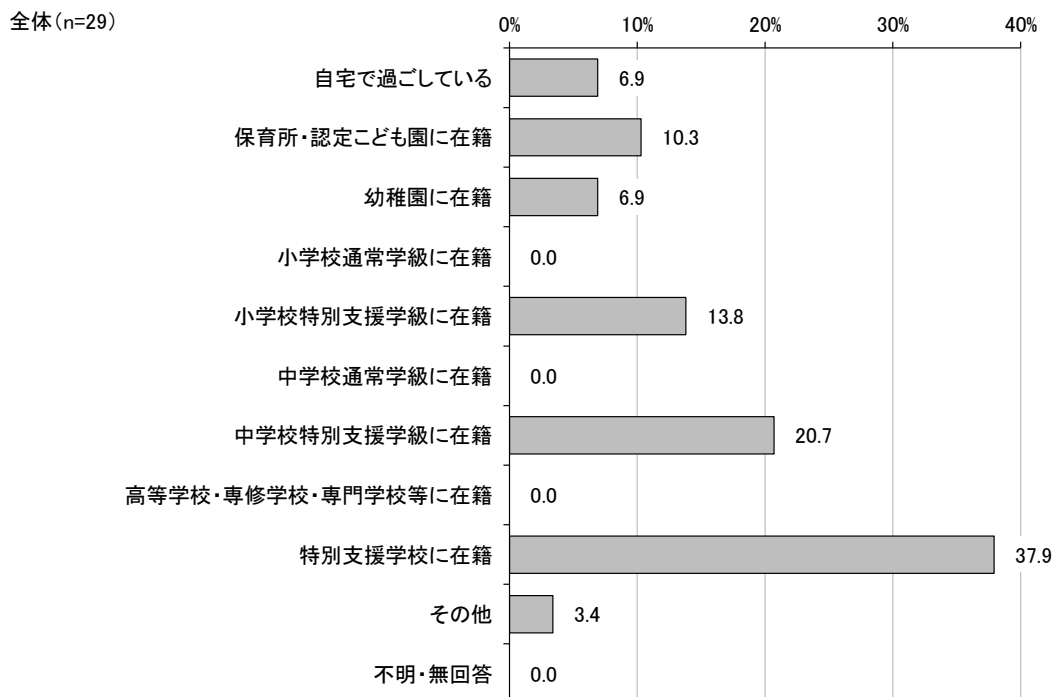
【課題】

- 介助者となる家族の負担の軽減が必要
- 家族以外で身近に相談ができる相談窓口の充実が必要

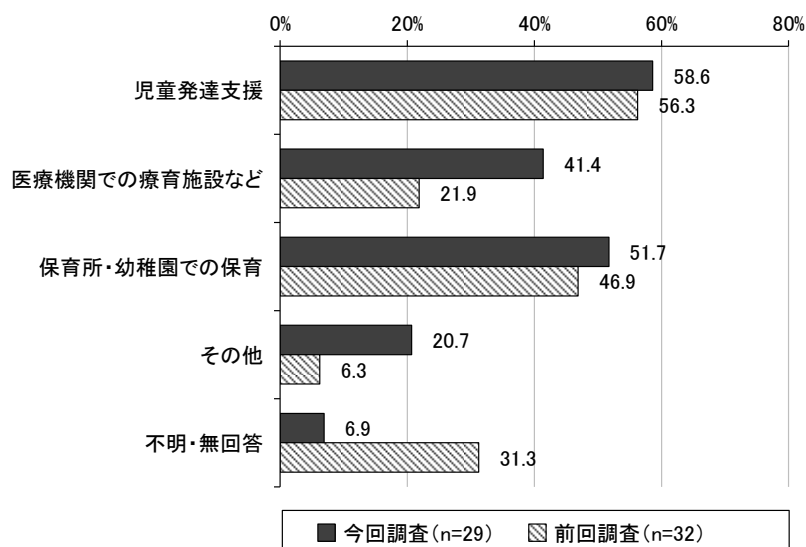
⑦ 障がい児への支援

- 現在の通園・通学等の状況についてみると、「特別支援学校に在籍」が37.9%と最も高く、次いで「中学校特別支援学級に在籍」が20.7%、「小学校特別支援学級に在籍」が13.8%となっています。
- 現在受けている療育・保育は、「児童発達支援」が58.6%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園での保育」が51.7%、「医療機関での療育施設など」が41.4%となっています。前回調査と比べて「医療機関での療育施設など」が増えています。

■現在の通園・通学等の状況

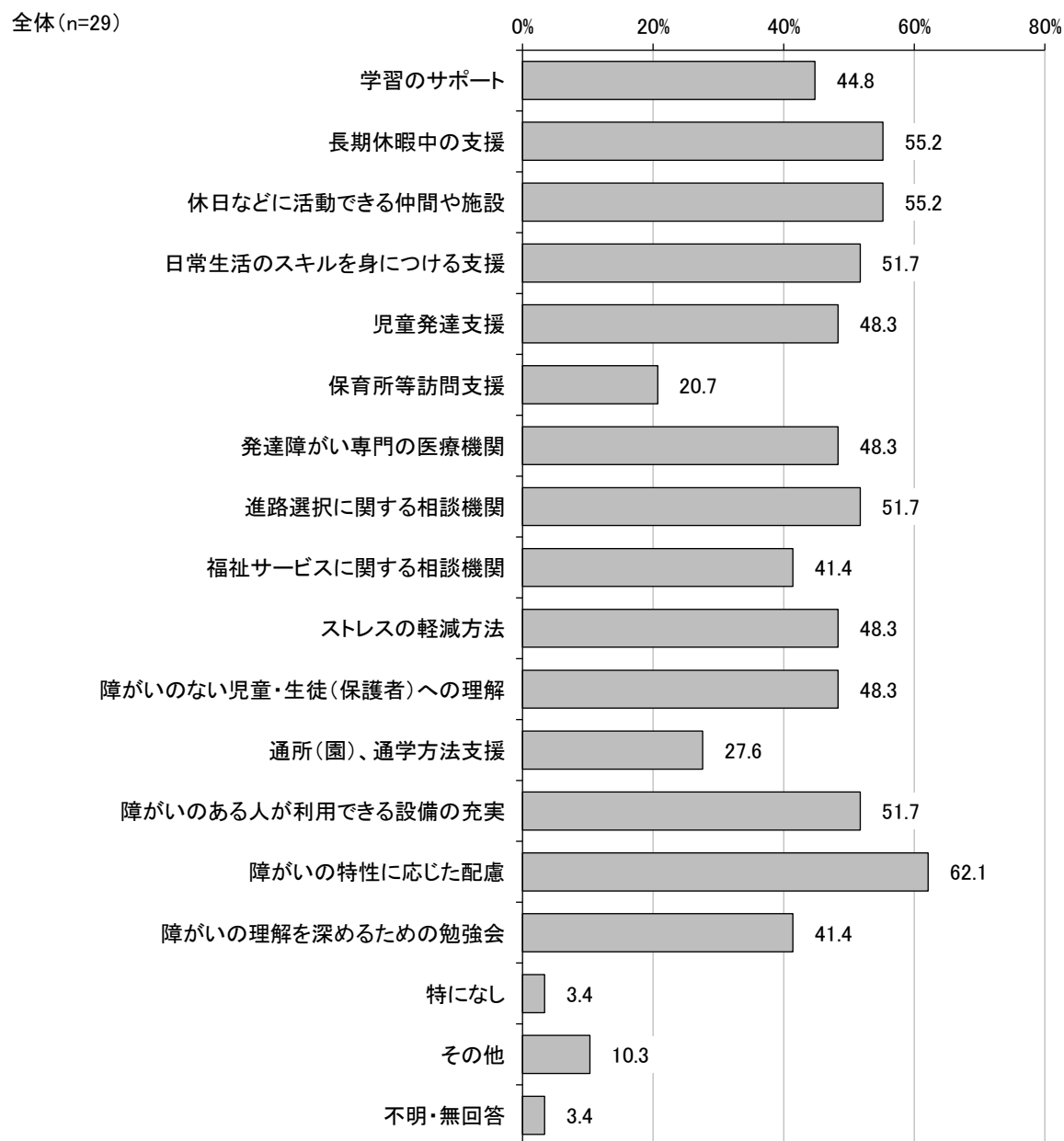


■現在受けている療育・保育



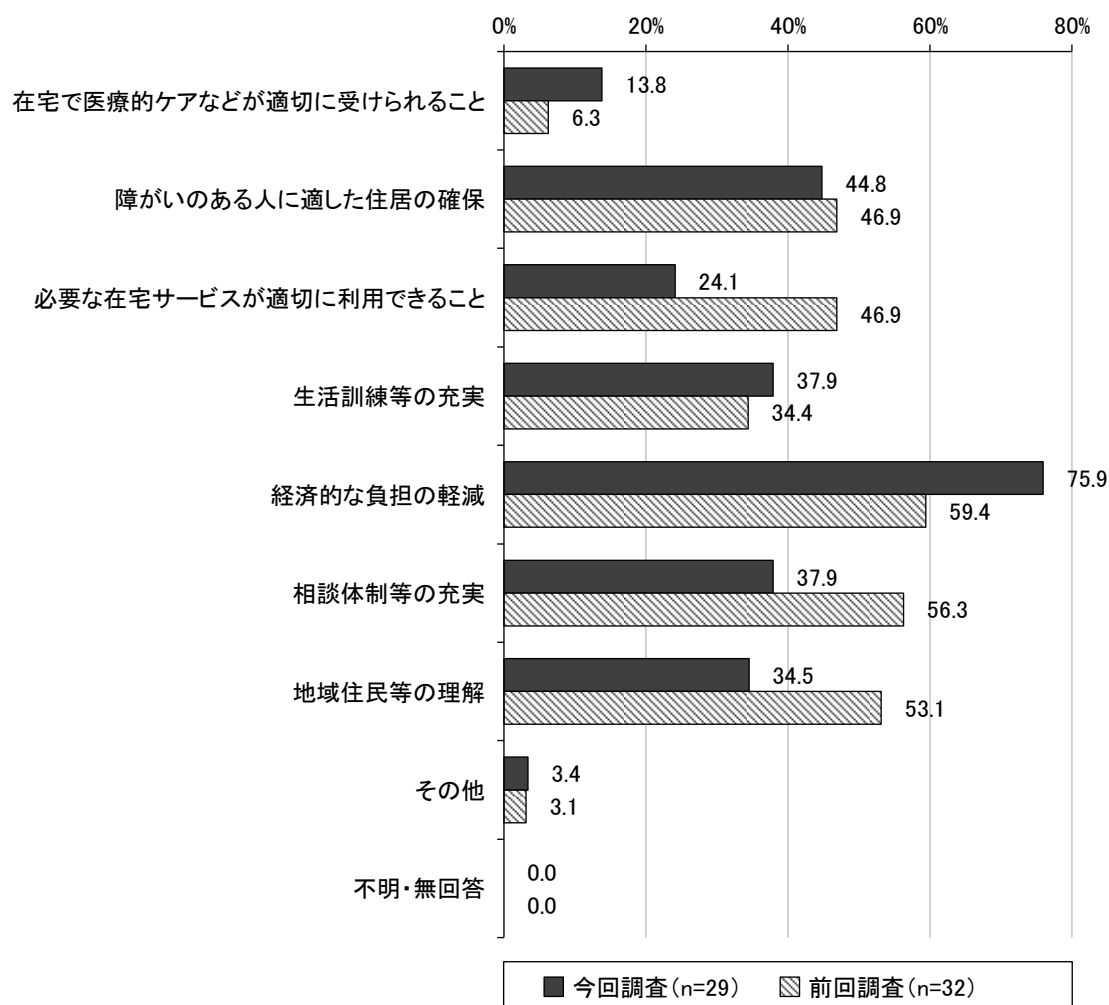
- 療育・保育、教育に関する支援や必要なことは、「障がいの特性に応じた配慮」が62.1%と最も高く、次いで「長期休暇中の支援」「休日などに活動できる仲間や施設」が55.2%となっています。

■療育・保育、教育に関する支援や必要なこと



- 地域で生活するためにあればよい支援についてみると、「経済的な負担の軽減」が75.9%と最も高く、次いで「障がいのある人に適した住居の確保」が44.8%、「生活訓練等の充実」「相談体制等の充実」が37.9%となっています。前回調査と比べて「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「相談体制等の充実」「地域住民等の理解」が減少して、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」「経済的な負担の軽減」が増えています。

■ 地域で生活するためにあればよいと思う支援：18歳未満



【課題】

- 障がいのある児童・生徒一人ひとりの特性に応じた支援の充実が必要
- 安心して過ごせる居場所の確保が必要

4.関係団体調査結果の概要

関係団体を対象として、障がいのある人や家族を取り巻く現状や課題等に関する意向を把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

(1) 調査の概要

	関係団体調査
調査対象者	町内の関係団体
回収数	2団体
調査時期	令和5(2023)年10月

(2) 結果の概要

① 障がいのある人を取り巻く課題について

- 日常の相談内容で多いことは、「障害者サービスや制度全般」「将来のこと」が62.5%と最も高く、次いで「教育や進路等について」「就労や復職について」「その他」が25.0%となっています。
- 普段の活動を通じて感じる地域の課題は、「障がい者が働くことができる場所が少ない」が83.3%と最も高く、次いで「障がい者と健常者が交流する場が少ない」が66.7%、「近くに福祉サービスを受けられる場所がない」が50.0%となっています。

《主な自由意見》

- 重症心身障がい児が通える放課後デイサービスや、学校卒業後の生活介護事業所、短期入所が利用できる事業所が限られており、医療的ケアが必要となれば町内で通える場所がない。安心して過ごせる居場所や、グループホームや入所施設など、住める場所の確保が必要。
- 特定相談支援事業所の状況を把握して、町内での設置や充実に努めてほしい。
- A型、B型、就労移行支援事業所、生活介護事業所利用者の経済的負担が大きい。個々の格差を是正するための賃金増が実現できる支援施策を検討してほしい。
- 本人、家族が身近に障害者支援制度や障害福祉サービスの現況にかかる情報提供(学びの機会づくり)をできるような機能を町内に設置してほしい。
- 療育手帳を持っていない場合など、役場への相談に行きづらいこともあるため、アウトリーチが必要。



【課題】

- 障がいのある人、一人ひとりの特性に応じた支援の充実が必要
- 安心して過ごせる居場所の確保が必要
- 情報が手に入ることや相談しやすい環境づくりが必要

② 障がい者の支援について

- 障がいのある子どもに必要な支援は、「適切な処置や医療を継続的に受けることができる体制の整備」「周囲の子どもに対する障害への理解促進」が 50.0%と最も高く、次いで「障害を早期発見・早期治療できる医療提供体制の整備」「放課後等デイサービス等の、小学校就学以降の障害のある子どもの居場所づくりの強化」「就職（一般就労）のための相談や訓練ができる体制の整備」が 33.3%となっています。
- 障がい福祉の推進に重要なことは、「日常生活を快適に送るための支援の充実」が 80.0%と最も高く、次いで「気軽に相談ができる体制づくりや、障がい者に配慮した情報提供体制の整備」「各関係機関の連携強化」が 40.0%となっています。

《主な自由意見》

- 子どもが安心して暮らせるまちにするため、子や親が行政、団体、近隣の方々とも身近になれる関係性づくりが大切。
- 障がいのある人、家族の意見を定期的に聞ける仕組みづくりに取り組んでほしい。
- 地域住民が障がい者福祉について学習できる機会を増やしてほしい。



【課題】

- 医療や就労支援、福祉サービスの充実が必要
- 障がいのある人への理解の促進が必要

③ 団体の活動について

- 団体が活動上で困っていることは、「メンバーが仕事・家事等で忙しい」が 50.0%と最も高く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」「財源の確保が難しい」が 33.3%となっています。
- 団体が行政に望む支援は、「社会福祉協議会や医療機関等との連携が取れるような体制づくり」「行政との連携が取れるような体制づくり」「情報発信する場や機会の提供」「活動をする場所の提供」「活動を継続するための金銭的な支援」が 40.0%と最も高くなっています。



【課題】

- 団体活動のためのメンバーや財源の確保に向けた支援が必要
- 行政や関係機関との連携が必要

5.湖東地域障害者自立支援協議会における意見

湖東地域障害者自立支援協議会地域生活支援拠点運営会議において、地域生活支援拠点の課題と地域生活拠点強化に向けた意見の整理が行われており、本計画においてもこれらの意見を踏まえることとします。

① 重度障害者対応の「生活」および「日中活動」の場について

■湖東圏域において就労継続支援 B 型や放課後等デイサービスの事業所が増えており、当事者にとって日中活動の選択肢が増えた一方、生活介護事業所は増えておらず、重度の障がいのある人、行動面に課題のある人、医療的ケアのある人等の通所できる場所が増えていない。

■支援に対する配慮が必要である人を受け入れるため、人員・空間やスペース、他利用者との調整等が必要であり、事業所で受け入れる枠を確保することはハード面・ソフト面において負荷が大きく、その対応策・取組について検討していく場を圏域内で調整することが必要。

《取組の方向性》

→湖東地域障害者自立支援協議会にて、令和 5 年度下半期より、日中活動の場に関するプロジェクトを創設（主に日中活動）する。

→プロジェクトでの協議と合わせて人材確保、ハード面への対応や、現場の支援者に対するスキルアップ・育成を目的とした研修会の開催・取組等についても協議する場が必要。

② 湖東圏域のレスパイト機能の拡充

■湖東圏域は、日中活動の場だけでなく短期入所枠も少ない。特に行動障害のある人、重い障害のある人、医療的ケアのある人の受け入れ先はさらに少ない。

■宿泊支援においても 1 対 1、1 対 2 等複数の支援者で対応が必要なケースも増えている。

《取組の方向性》

→人材確保、レスパイト先の機能拡充（ハード面・ソフト面）のための必要な取組が求められる。

→共生型サービス・レスパイト入院（病院）等、圏域内の既存の事業所等にレスパイト機能を調整・増床等を進める検討も行い、同時に湖東地域の障害のある人の現状・ニーズ等の情報共有を行い、利用実績をあげられるような取組が必要。

③ 生活の場（グループホーム等）を支えるためのシステムづくり

■令和 3 年度に湖東圏域内に重い障害のある人の受け入れ・機能等を有している日中支援型グループホームが開設された。他の包括型グループホームにおいても、重度化・高齢化により、支援には個別に様々な配慮が求められる。

■配慮すべき支援について、日中支援事業所、相談支援専門員等、地域の関係機関との情報共有、連携しながら、発達障害者認証ケアマネ、医療的ケア児等コーディネーター、訪問看護等、専門職が関わり、個別の支援内容への配慮・環境調整等、支援できる仕組みについて検討する場が必要。

■グループホームは、長期入院者が退院後に地域で暮らすための場、親亡き後など将来を見据えた支援を考えていく上で地域での生活を体験する場としての機能を有するべきであり、体験までの流れ、仕組みづくり、担い手としての機能について検討が必要。

■暮らしの場だけではなく日中活動の場についても体験も一体的に行えるように関係機関との調整が必要。

④ 相談支援機能・専門的人材の育成

■①～③の内容を検討・実現していくため、専門的な支援内容について検討・調整が出来る人材（認証ケアマネ・医療的ケア児等コーディネーター）が必要であり、直接支援を行う支援者への助言・スキルアップや人材育成、関係機関との調整等の役割が必要。

■湖東圏域の支援ニーズ、課題を知り、地域に発信ができる相談支援専門員の数を増やす取組も必要であり、相談支援専門員の育成・相談支援専門員が相談できる人材や機関（主任相談支援専門員・基幹相談支援センター等）の機能の充実が必要。

■地域生活支援拠点機能としての緊急時対応・相談機能、委託相談支援事業所のあり方について、圏域内で話し合う場（相談支援事業所ネットワーク会議等）も検討が必要。

⑤ 行政と連携した人材確保に取り組む

■湖東地域福祉人材確保推進事業で取り組んでいる人材確保、育成等についての取組内容を広く周知させることが必要。

■事業と連携し、協議できる場（人材確保プロジェクト会議）が必要。

6.課題のとりまとめ

課題1 障がいのある人やその家族への理解の促進

障がいのある人やその家族が地域の中で安心して暮らすことができるよう、障がいのある人や障がいに対する住民の理解を深め、誰もが障がいの有無や年齢に関係なく地域社会に参加でき、共に支えあい助けあうことのできるまちづくりが必要です。

課題2 障がいのある人の居場所や住まいの確保

親亡き後への対応や、重度の障がいなどのある人の支援につなげるため、日中の居場所や、住まいの場の確保に向け、一人ひとりの状況に応じた支援が可能となるよう、広域も含めた体制の整備が必要です。

課題3 障がいのある人の就労支援、経済的な安定のための支援の充実

就労相談の充実、企業への啓発、就労へ向けた訓練の充実、就労機会の確保および福祉的就労環境の充実に向けた取組など、障がいのある人が希望する仕事に就くことができるよう、理解や支援の充実を図るとともに、経済的な生活の安定を図ることができるよう適切な制度利用の促進など、支援の充実が必要です。

課題4 相談支援機能の充実

障がいのある人とその家族が身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談窓口の充実と一人ひとりの特徴やニーズに応じた支援を行えるよう、相談機能のさらなる向上が必要です。また、サービス等に関するきめ細かでわかりやすい情報提供の充実が必要です。

課題5 障がい・発達障がいのある子どもと家族の支援

子ども一人ひとりの多様な障がい特性に応じた適切な療育や教育を、乳幼児期から成人期の各ライフステージにおいて提供する仕組づくりが必要です。そのためにも、発達障がいを含む障がいについて早期把握、早期対応の推進と支援内容の一層の充実が必要です。

課題6 介助者に対する支援の充実

障がいのある人を介助している家族の負担を軽減することができるよう、短期入所などのレスパイト機能の充実や、介助者同士の交流機会の確保が必要です。また、発達障がいや、障がいのある子どもが適切な支援を受けることができるよう、介助者となる親への情報提供などの支援が必要です。

課題7 障がいのある人の安全・安心な生活の確保

障がいのある人にとって住みよい生活環境をめざして、ユニバーサルデザインに基づき、交通環境や住環境、情報環境、公共的空間において、さまざまなバリアフリー化の配慮がされたまちづくりが必要です。また、災害時における避難の支援や避難所での生活など、非常時にも安心を確保していくことが必要です。

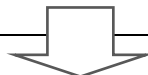
第3章 計画の基本的な考え方

1. 愛荘町の障がい者福祉施策がめざす姿【基本理念】

「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」

- 障害者権利条約では、障がいのある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定めています。
- こうした考え方に基づき、障がい者施策は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要があります。
- このような社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するための取組が必要です。
- 障がいのある人一人ひとりの課題、困難に合わせた「合理的配慮」の提供、障がいを理由とした不当な差別の解消を推進することも必要です。

以上の事柄の取組を推進するには



- 障がいの有無にかかわらず、すべての住民が地域社会の中でともに支え合いながら暮らすことができ、ニーズに応じた生活支援が包括的に享受できる社会環境の整備と、障がいのある人自身が自ら積極的に社会参加し、いきいきと自立した暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現をめざし、「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」を引き続き基本理念とします。

2.計画の基本目標と基本施策

「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」という基本理念を引継ぎ、継承した6つの基本目標を柱に、強化すべき施策項目を加え、障がいのある人の自立と社会参加の支援に向けた施策をさらに、一層総合的かつ計画的に実施します。

基本目標1 地域で自立して生活できるまちづくり

障がいのある人が自分らしく、安心して暮らしていくことができるよう、居場所や住まいの確保を図るための障がい福祉サービスの充実や、障がいのある児童・生徒一人ひとりの個性を尊重した療育・保育・教育の充実を推進します。また、発達障がい者（児）支援の一層の充実に努めるとともに、誰もが地域で自立した生活ができるまちづくりを進めます。

基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり

住民が、障がいのある人と障がいに対する正しい理解を得られるよう、あらゆる機会を通じて啓発を推進します。また、障がいの予防、早期発見・治療のための体制を確立するとともに、心の健康の保持・増進、精神疾患への理解を促進します。また、地域で生活をする障がいのある人に対して適切な支援を行えるよう、保健・医療・福祉のネットワークの構築および精神障がいのある人にも対応できる地域包括ケア体制の確立を図り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

基本目標3 心通う、助け合いのまちづくり

ボランティア活動や地域交流の中で心通う助け合いを推進し、住民と障がいのある人、その家族との交流を深めることで、障がいのある人を含めたすべての住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標4 安全に暮らすことができるまちづくり

障がいのある人が外出しやすくなるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくり、移動や外出支援の充実を図ります。また、地域での自主的な防犯・防災活動の支援や、緊急時の避難場所や避難体制の整備など、地域共生社会をめざすまちづくりを進めます。

基本目標5 元気とうるおいのあるまちづくり

障がいのある人が主体的に社会活動に参加できるよう、情報提供を充実させるとともに、希望する仕事に就くことや、文化芸術活動等自らの生活スタイルを自主的に選択し、自立した生活を送ることができる、元気とうるおいのあるまちづくりを進めます。

基本目標6 合理的配慮を推進するまちづくり

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人への理解や合理的配慮を促進するとともに、難病患者等に適切な障害福祉サービスを提供できるよう、医療機関との連携を進めます。また、多岐にわたる障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できる体制の確立をめざします。

基本目標	基本施策
1 地域で自立して生活できるまちづくり	(1) 在宅福祉サービスの充実
	(2) 居場所・居住支援の充実
	(3) 相談体制の充実
	(4) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進
	(5) 療育・保育・教育における支援体制の充実
	(6) 発達障がい者(児)支援の充実
	(7) 学校教育の充実
2 安心して暮らすことができるまちづくり	(1) 心のバリアフリーの推進
	(2) 権利擁護の推進と虐待の防止
	(3) 成年後見制度の利用促進
	(4) 保健・医療の充実
	(5) 重度障がい・医療的ケア児(者)支援の充実
	(6) 精神障がいのある人にも対応できる地域包括ケア体制の確立
	(7) 経済的な支援
3 心通う、助け合いのまちづくり	(1) 交流・ふれあいの場の充実
	(2) ボランティア活動等への支援
	(3) 地域で支える基盤づくり(生活の維持・継続支援)
	(4) 介助する家族への支援
	(5) 障がい福祉を支える人材の確保
4 安全に暮らすことができるまちづくり	(1) 地域共生社会の実現(重層的支援体制の整備)
	(2) 福祉のまちづくりの推進
	(3) 移動条件の整備
	(4) 防災対策の推進
	(5) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止および被害からの救済
5 元気とうるおいのあるまちづくり	(1) 就労支援および多様な就業機会の確保
	(2) 生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ等の振興
6 合理的配慮を推進するまちづくり	(1) 合理的配慮および障がいのある人に対する理解の促進
	(2) 福祉サービスの質の向上
	(3) 情報の利用しやすさの向上、意思疎通支援の充実

第4章 施策の展開（障がい者計画）

基本目標Ⅰ 地域で自立して生活できるまちづくり

現 状

- 湖東福祉圏域Ⅰ市4町において相談支援事業を事業所に委託しており、基幹相談支援センターが行政および相談支援事業所間の連携をとりもつ他、課題を協議する場としても機能するようになっています。
- サービス等利用計画を作成する計画相談員が不足しており、計画相談員が決まらなかった場合の臨時措置として、セルフプランでの対応となっています。
- 湖東地域圏域障害者自立支援協議会の地域生活支援拠点運営会議が中心となってⅠ市4町において地域生活支援拠点の整備を図り、17か所まで増加しています。
- 公営住宅等への地域移行を促進する「滋賀県あんしん賃貸支援事業」制度の周知に努めています。
- 生涯学習や学校・園での人権教育にあたって、多くの人に興味を持ってもらえるよう様々なテーマを設定したほか、コロナ禍でも継続できるよう動画配信等に取り組んでいます。
- 加配保育士への補助金交付などにより、町内6園において障がい児保育を実施しています。
- 障がいのある生徒とない生徒の交流学級を、各校・園において実施しています。

主な課題

- 福祉サービス利用のニーズに応えられるよう、広域も含めた事業所の確保や、セルフプランによるサービス利用者に対して順次、計画相談員への切り替えが必要です。
- 湖東福祉圏域Ⅰ市4町における委託事業の枠組みを通じて、町内への相談支援事業所の開設が必要です。
- 人権学習や生涯学習の機会が、若年層から高齢者層まで幅広い年代層に提供できるよう内容の充実、発信の工夫を図っていくことが必要です。
- 町全体としての方向性を見込んだ交流学級に関する校内研修の充実に加え、副籍制度も活用しながらインクルーシブな教育をめざすことが必要です。

(1) 在宅福祉サービスの充実

施策	施策の概要
訪問系サービスの充実	○障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの充実を図ります。
短期入所の充実	○障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所の充実を図るため、医療機関や介護保険施設等との連携を図るとともに、緊急時の受け入れ可能施設の整備・充実を図ります。
日中一時支援およびその他の日常生活支援の充実	○1市4町と湖東地域障害者自立支援協議会を中心に県、障害福祉サービス事業所や関係機関、住民団体等と連携し、障がいのある人のニーズや、専門的なケア、安定した生活へつなげるための地域での見守りなど、総合的な地域ケアの仕組みをさらに充実させます。
移動支援の充実	○移動に困難がある障がいのある人について、日常の外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。
補装具、日常生活用具等の給付	○補装具の給付や日常生活用具の必要な障がいがある人への給付を実施します。
高齢で障がいのある人への生活支援	○介護保険制度の対象となる人の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう、地域包括支援センターを中心として様々な生活課題への対応に努めます。

(2) 居場所・居住支援の充実

施策	施策の概要
日中活動の場の確保と支援	○障がいのある人が地域での社会参加ができるよう、さまざまなニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。 ○医療的なケアや常時介護が必要な重度障がいがある人およびその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。
地域生活支援拠点の整備の充実	○障がいのある人が地域において安心して生活し続けられるよう、地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、各拠点が必要な機能および適切な運営状況を満たしているか定期的に審査します。
居住系サービスの確保	○障がいのある人の地域生活を支援するため、障がい者支援施設、グループホーム、福祉ホーム等の居住支援サービスの充実を図ります。 ○「親亡き後」のニーズを踏まえた中長期的な視点による整備に向けた検討をします。
居住の支援	○入所施設や精神科病院からの地域移行支援事業として、個別給付を実施します。 ○障がいのある人が地域に円滑に移行し、地域生活を継続できるよう、居住支援に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

施策	施策の概要
障がいのある人に対する相談支援事業の充実	○基幹相談支援センターを中核的な機関として、相談支援業務を行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援体制の検証・評価、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言および人材育成等各種機能の強化・充実に努めます。 ○必要に応じて複数のサービスを適切に結びつける等、総合的かつ継続的な支援を行うため、計画相談支援事業として、利用者本位の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障がいのある人のサービス利用を支援します。 ○身近な困りごとや生活相談等について親身に対応できる体制の整備に努めます。
専門相談機関との連携	○「ステップアップ21」、「地域生活支援センター まな」等の地域相談支援事業所や、「働き・暮らしコト支援センター」との連絡調整を行うとともに、町内での相談支援事業所の開設をめざします。 ○専門性の高い相談や困難なケースについては、必要に応じて湖東地域障害者自立支援協議会で検討し、障がいの状態に応じた関係機関の連携による支援の充実に図ります。 ○圏域に1か所ある基幹相談支援センターとの連携を充実させます。
難病患者およびその家族への相談支援	○難病患者およびその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、要支援難病患者等に対して必要な相談を行います。 ○湖東圏域難病対策地域協議会において、情報共有と連携強化を図ります。

(4) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進

施策	施策の概要
福祉のこころの普及	○障がい福祉団体や障がい福祉施設、社会福祉協議会等との連携を図りながら、町内全ての小中学校において、障がいのある人との交流を通じて、福祉教育・学習を推進していきます。 ○障がいや人権に対する住民の理解を促進するための講演会の実施、自治会懇談会での学習会等を通じ、研修および啓発を推進し、福祉のこころを普及します。
幼児教育・学校教育における福祉のこころの普及	○就学前の保育や教育の場において、障がいに対する理解や認識を幼児期から培うとともに保護者への啓発を行います。 ○子ども達が人権や社会福祉に関心を持ち、自分で考え行動できる力を養うために、小中学校の通常学級と特別支援学級との交流や児童・生徒の障がい者施設訪問による体験交流を進めます。 ○車いす体験等を通じ、障がい者をより身近に考えられるよう幼児教育、学校教育等で一貫した福祉のこころの普及を推進します。

(5)療育・保育・教育における支援体制の充実

施策	施策の概要
早期発見・療育体制の充実	○心身の発達に支援を必要とする子どもの早期療育体制の充実とともに、保護者の精神的な支援等を行える相談支援体制や各種事業の一層の充実に努めます。 ○愛犬つくし教室（湖東広域衛生管理組合）を中心に療育事業の充実を図り、障がい児相談支援事業所との連携を図ります。
保育所・幼稚園の受け入れの充実	○保育士や幼稚園教諭等の加配職員の配置等により、障がいのある乳幼児の受け入れ体制の充実に努めます。 ○障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある乳幼児の実態に応じた個別指導計画に基づき、関係機関との連携しながら、教育・保育を進めます。
保育士・幼稚園教諭研修の充実	○障がいの特性に応じた保育・教育ができるよう、保育士・幼稚園教諭に対する研修の充実に努めます。
関係機関との連携強化	○子ども家庭相談センター等の関係機関との連携を強化し、早い段階から、障がい児に必要な保育・指導が受けられるよう、体制の整備を進めます。
相談機能の充実	○発達の遅れや保護者の育児不安に関する相談に対して、適切な助言・指導を行える相談機能の体制整備を進めます。 ○生活支援・教育支援等を一元的にとぎれないものとするため、サポートファイルの活用、発達相談やカウンセリングの実施に努めます。

(6)発達障がい者（児）支援の充実

施策	施策の概要
発見体制の充実	○健診や集団の場で発見できるよう、健診体制の充実を図ります。 ○発育・発達の節目の時期に健康診査を行うことで、子どもの健全な育成を支援するとともに、疾病や障がいの早期発見、早期治療等につなげます。必要に応じて発達相談等へつなぎます。 ○早期発見から相談につなぎ、早期の支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。 ○集団の場でかかわる保育者や教職員などの支援者の発達障がいに関する専門知識が向上するよう研修等を充実し、気づきから早期発見・支援につながるよう努めます。
湖東圏域発達支援外来の開設	○発達に支援を要する子どもやその保護者が、身近な地域で専門的治療や指導を受けられるよう、豊郷病院小児科発達外来への新規受診者の予約調整と紹介状の発行により、適切な受診を促します。

施策	施策の概要
要観察児相談	○健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な子どもと保護者に対して、再度発達の確認を行う場を設け、子どもの成長に合わせて適切なアドバイスをを行い、早期発見・早期支援につなげます。
精神発達相談	○精神発達面に課題のある乳幼児に対し、発達相談員・臨床心理士による相談を実施し、適切な指導・療育へつなげ、発達を促進します。 ○発達相談員や臨床心理士による相談の充実に努めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園との連携等、相談後のフォロー体制の充実に努めます。
各種の子育て相談	○各機関が子育てに関する相談を行う中で、発達障がいに関する相談は子ども家庭相談センター等と連携をとり、適切な対応や支援ができるよう努めます。

(7) 学校教育の充実

施策	施策の概要
教育相談・指導の充実	○教育相談・指導にかかわる教職員の研究・研修の充実とともに、障がいのある子どもに対する専門的な相談・指導機関と連携し、教育相談・指導内容の質の向上に努めます。
進路指導の充実	○一人ひとりの児童・生徒の能力と意向に応じた適切な進路を保障するため、個別の指導計画を作成するとともに、関係機関との連携を図りながら進路指導の充実に努めます。
インクルーシブ教育の推進	○特別支援学校等との連携により、障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒との交流・体験学習の機会の充実や副籍制度の周知・啓発に努めます。
教職員研修の充実	○障がいのある児童・生徒の就学にあたっては、専門家（教育学・医学・心理学等）の意見を聴取し、必要な支援につなげるよう、すべての教職員の資質向上に向け、研修の充実に努めます。
教育環境の整備	○障がいのある児童・生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じてタブレット端末等や ICT の活用などの一層の充実に努めます。
支援を必要とする子どもへの支援の提供体制の充実	○適切な発達支援サービスが提供できるよう、支援体制の充実に努めます。

基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり

現 状

- 「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」に沿って、人権尊重のまちづくりを進めています。
- 湖東圏域 1 市 4 町において彦愛犬権利擁護サポートセンターを開設し、毎月情報交換等のための会議を開催するなど、センターの活用を推進しています。
- コロナ禍に一時中止していた集団健診を再開しており、受診勧奨や健康づくり、医療のかかり方等に関する周知啓発に努めています。
- 各サービス等の周知を図るため、「障がい福祉のてびき」を年度ごとに作成をしています。

主な課題

- 湖東福祉圏域 1 市 4 町で開催する障がい者の理解を深めるための講演会の情報について、ホームページだけでなく、広報紙への掲載など幅広く周知していく必要があります。
- 権利擁護に関して福祉課で解決できない問題については、彦愛犬権利擁護サポートセンターを紹介し、問題の解決に努めていく必要があります。
- 精神障がいに関する相談は、家族など身近な人に相談する人が多いため、身近な人が当事者の変化に気づきやすくなったり、相談につなげやすくなったりするための対処方法について周知していく必要があります。

(1) 心のバリアフリーの推進

施策	施策の概要
障害者差別解消への取組の充実	○「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。 ○「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。 ○「障害者雇用促進法」に基づき、障がいのある人の雇用促進を一層図るため、関係機関と連携し、周知・啓発に努めます。 ○精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者等の特性や必要な配慮に対する住民の理解に努めます。 ○湖東福祉圏域で障がいへの理解を深めるための講演会を開催するにあたり、ホームページや広報紙等で周知を図り、参加を呼びかけます。 ○障がい福祉サービスの提供にあたり、利用者の意思に反した介助が行われることが無いよう、事業所への啓発を図ります。
接遇ガイドライン等の普及・啓発	○障がいのある人への対応について、事業所などに対し接遇ガイドライン等の普及・啓発を図ります。
人権啓発の推進	○障がいに対する住民の理解を深めるために、「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」に沿って、人権尊重を基本とした地域づくりに努めます。

施策	施策の概要
広報「あいしょう」の充実	○「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」をめざした啓発、障がいのある人生に関連する情報を充実します。
「障害者の日」の周知	○広報により、12月9日の「障害者の日」の周知を図るとともに、子どもから高齢者までが障がいについて考える日として普及を図ります。

(2) 権利擁護の推進と虐待の防止

施策	施策の概要
権利擁護事業の推進	○判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護にかかわる相談を「彦愛犬権利擁護サポートセンター」や町の社会福祉協議会とともに推進します。
障がい者虐待防止、早期発見	○障がい者虐待にかかわる相談窓口の体制の充実を図ります。 ○障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、擁護者への指導・助言、虐待防止に関する情報を周知し、町障がい者虐待防止ネットワーク会議とともに迅速な対応の充実を図ります。 ○湖東福祉圏域で設置している虐待等対応のためのシェルターを活用し、緊急性の高い虐待を受けた際や突発的に住まいが必要になった際等への対応を図ります。 ○児童に対する虐待への対応について、町要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。 ○「地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）」と連携しながら、様々な事案の解決を図っていきます。 ○介助をしている家族に対する相談支援や障がい福祉サービス事業所等における虐待防止対策など、虐待の防止、早期発見に向けた取組を行います。

(3) 成年後見制度の利用促進

施策	施策の概要
成年後見制度の周知	○広報や出前講座の機会や「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、制度や相談窓口の周知、啓発を行います。
町長申立ての実施	○成年後見制度の利用が必要であって、親族による申立てが期待できない場合など、必要に応じて町長申立てを実施します。
成年後見制度利用促進にかかる中核機関の整備	○「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を中核機関とし、成年後見人制度の利用促進を図ります。
成年後見制度にかかる相談事業	○「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、成年後見制度等の利用についての相談機会を充実します。

施策	施策の概要
受任調整	○「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、受任者調整（マッチング）等の支援を行います。
地域福祉権利擁護事業等関連制度からのスムーズな移行	○「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へ移行することが望ましい人について、社会福祉協議会等関係機関と連携し、円滑な移行等を進めます。
成年後見人等への支援	○「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、成年後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制を整備します。 ○家庭裁判所と地域のネットワークが連携・協働する仕組みを構築します。
成年後見制度利用支援事業	○成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である人に対し、助成を行います。

(4) 保健・医療の充実

施策	施策の概要
健康づくりの普及啓発	○障がいのある人の各種健康教育等の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、こころの健康づくり等健康に関する意識の普及啓発に努め、障がいの原因となる疾病の予防に取り組みます。
公的医療助成制度の実施	○自立支援医療をはじめ、重度の心身障がいのある人に対する医療扶助等、障がいのある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適切な運用を図ります。
医療サービスの充実	○専門的な医療を必要とする人に適切に対応するため専門医の把握等に努めるとともに、医療機関や訪問看護ステーション等と連携を図ります。 ○住民が住み慣れた地域の中で安心して医療を受けることができるよう、かかりつけ医を持つ人が増えるよう進めます。
リハビリテーション体制の充実	○「湖東地域リハビリ推進センター」を活用して、障がいにより身体の機能が低下している人を対象として、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための支援を行います。また、介護保険制度との連携を図りつつ、加齢に伴い身体機能の低下によって、リハビリテーションが必要な人への対応の充実に努めます。
湖東圏域発達支援外来の開設	○発達に支援を要する子どもやその保護者が、身近な地域で専門的治療や指導を受けられるよう、湖東圏域での発達支援外来の開設について、近隣市町と連携して取り組みます。

(5) 重度障がい・医療的ケア児（者）支援の充実

施策	施策の概要
重症心身障がい児（者）への支援	○重症心身障がい児（者）の健康保持と、その家族の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス等の充実を図ります。
医療的ケア児（者）とその家族等への支援	○医療的ケア児（者）のニーズ把握に努めるとともに、必要なサービスが利用できるよう、保健、医療、福祉、教育、子育て等の関係機関による協議の場の意見等も踏まえながら、支援体制の構築を図ります。
重度障がいのある人の生活および日中活動の場の確保	○湖東地域障害者自立支援協議会を中心に重度障がいのある人を受け入れることができる事業所等の確保に向けた取組を推進します。

(6) 精神障がいのある人にも対応できる地域包括ケア体制の確立

施策	施策の概要
精神障がいのある人の相談支援体制の整備	○精神障がいのある人は地域から孤立しがちであるため、日頃から当事者も身近な家族も相談しやすい体制を整備し、適切なサービスにつながるよう支援します。
地域包括ケアシステムの構築	○精神障がいのある人の社会復帰のため、リハビリテーション等が行える指定相談支援事業所等との一層の連携を図ります。 ○精神障がいのある人が、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、退院後の精神障がいなどにも対応できる地域包括ケアシステムの構築をめざします。
関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築	○アルコール、薬物およびギャンブル等の依存症について、町や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進に努めます。

(7) 経済的な支援

施策	施策の概要
障害年金等の支給	○障害年金や各種手当等の支給について、対象となる人や家庭が適切に支給を受けられるよう、情報提供や支援を行います。
料金等の助成、減免	○各種料金等の助成、減免について、対象となる人や家庭が適切に受けられるよう、情報提供や支援を行います。

基本目標3 心通う、助け合いのまちづくり

現 状

- ボランティア育成に努めており、コロナ禍でもボランティア体験などの登録者が伸びているほか、災害ボランティアとして初めて団体による登録がありました。
- 住民主体の見守りサポート会議を自治会ごとで開催しており、地域の課題等について話し合っています。
- 福祉分野の安定的な人材確保を図るため、湖東圏域1市4町での人材確保・定着プロジェクト会議で協議、検討を重ねているほか、研修会の実施や「福祉のしごと就職フェア」を年2回開催しています。

主な課題

- 町内の共同作業所と民生委員児童委員との交流会や、障がいのある人と住民が交流する場が、コロナ禍で中止や一時閉鎖に追い込まれたため、交流機会の増加に向けた取組が必要です。
- 町内各自治会で見守りサポート会議が開催できるよう支援を継続することが必要です。
- 「福祉のしごと就職フェア」への参加者を増やすため、町内の高齢者・障がい者事業所に積極的に参加を促していくことが必要です。

(1) 交流・ふれあいの場の充実

施策	施策の概要
イベントの充実	○ 交流・ふれあいの各種イベントについて、子どもから高齢者まで誰もが楽しめるよう、企画段階から障がいのある人の参加を促進します。 ○ 障がい者用駐車場の整備等、障がいのある人に配慮した会場づくりに努め、障がいの有無に関わらず誰もが楽しめるものとします。
障がい者施設との交流の促進	○ 愛荘町民生委員児童委員協議会の障がい者福祉部会が作業所にボランティアに行ったり、施設における行事への住民の参加を呼びかける等、障がいのある人、ない人の交流を促進します。

(2) ボランティア活動等への支援

施策	施策の概要
福祉人材の確保・定着	○町社会福祉協議会が主催するボランティア育成のための研修会や講座、体験会等の実施と周知を通じ、障がい者福祉にかかわる住民の増加促進を図ります。 ○福祉・介護の資格や仕事への理解・関心を高めるために、滋賀県や公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化して周知に努めます。 ○町社会福祉協議会とともに災害時のボランティア活動の拠点体制の確立を進めます。
関係団体との連携	○障がい者団体や福祉サービス事業者等が主体となって実施する事業を支援するとともに、各団体間の相互のネットワーク化を支援します。 ○当事者や家族が参加する関係団体とともに課題を共有し、改善に向けた取組を検討していきます。

(3) 地域で支える基盤づくり（生活の維持・継続支援）

施策	施策の概要
地域資源の活用	○町内の障がい福祉サービス提供事業所、各種福祉施設、教育関係施設等、様々な関連団体・事業所、公共的施設を関係機関の連携・調整により、できる限り障がい者福祉の資源として活用していきます。 ○専門的な資格や知識・経験を有している住民の活用等、地域の人材の確保に努めます。
地域の見守り・支え合い活動の活発化	○見守り・支え合いが必要な障がいのある人に対して、住民をはじめ、民生委員児童委員協議会、町社会福祉協議会、自治会等によるネットワークづくりを進めます。 ○生活の維持・継続支援する地域共生社会の実現に向け、「相談支援」「参加支援」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制づくりを進めます。
住民、事業者、ボランティア・NPO等の連携推進	○地域福祉の視点に基づき、住民、事業者、ボランティア・NPOおよび町社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障がい福祉の充実を図ります。
地域における生活の維持および継続支援の充実	○地域における生活の維持および継続支援のために、地域生活支援拠点の運用状況について検証しながら、各種相談サービスをはじめとする支援体制の充実を図ります。
高齢者施策との整合性に留意するための協議の場の設置	○障がいのある高齢者に係る施策は、高齢者施策との整合性に留意して実施していくため、医療、保健、介護関係部署との協議の場の設置を検討します。

(4) 介助する家族への支援

施策	施策の概要
レスパイトサービスの利用促進	○介助する家族の負担軽減を図るため、短期入所等のレスパイトサービスの適切な利用促進を図ります。
ヤングケアラーを含む家族支援	○ヤングケアラーを含め、介助する家族の実情を把握しながら適切な障がい福祉サービスや支援を利用できるようにします。
介助者同士の交流の促進	○障がいのある人を介助している家族同士の交流を促進できるよう、関係団体の活動支援や加入促進の支援などを行います。

(5) 障がい福祉を支える人材の確保

施策	施策の概要
障がい福祉を支える人材の育成・確保	○福祉分野への就労を希望する人材を安定的に確保するため、湖東圏域の人材確保・定着プロジェクトにおいて事業所や職業安定所等と検討を重ねながら、従事者の定着促進のための啓発を進めるとともに、働く環境や条件の整備等に関して支援していきます。
福祉人材の確保・定着	○福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、ハローワークや 1 市 4 町等の関係機関と連携した「福祉のしごと就職フェア」等の取組を推進します。 ○障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、滋賀県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成支援に努めます。

基本目標4 安全に暮らすことができるまちづくり

現 状

- 高齢者、障がいのある人等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設について「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、届出があり次第、整備基準を遵守しつつバリアフリー化を推進しています。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき道路交通環境の整備を行っており、区画線の引き直しによる視覚の解消等により交通環境が改善しています。
- 移動支援制度が住民に浸透したため、利用者数が年々増加しています。
- 犯罪防止のため東近江警察署と連携し、県内、特に町内で発生した事案に関する情報を防災行政無線を通じて拡散しています。

主な課題

- 「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」を手帳発行時に窓口で説明していますが、利用者が少なく、さらなる制度の周知が必要です。
- 道路交通環境の整備を進めるとともに、住民からの要望を把握しながら、道路と歩道の段差解消などに取り組むことが必要です。
- 愛のりタクシーの割引制度の普及のため広報にパンフレットを差し込んでいますが、より利便性が伝わる内容となるよう、見直し・改善を行い周知に努めることが必要です。
- 移動支援事業には更新手続きがあるため、継続利用のため、案内が必要です。
- 身体障害者用自動車改造費助成事業について、広報等を使って周知を図ることが必要です。
- 避難行動要支援者の新規登録者数が少なく、啓発の強化が必要です。

(1) 地域共生社会の実現(重層的支援体制の整備)

施策	施策の概要
属性を問わない相談支援	○各相談窓口において、属性を問わず包括的に相談者が抱える課題について受け止め、内容により専門機関へ適切につなげられるよう、相談窓口の充実・強化や支援機関のネットワークづくりを進めます。
参加支援	○支援を必要とする人が、社会とのつながりを持つことができるよう、ニーズに応じたマッチング支援など、地域におけるつながりや参加の支援を行います。
地域づくりに向けた支援	○支え合いが生まれる地域づくりのため、あいさつや声かけなど、地域の中で顔が見える関係づくりを進め、属性を超えて交流できる場や居場所を整備するとともに、住民参加を主体とした地域活動の活性化や参加意識の向上を図るなど、地域づくりに向けた支援を行います。

(2) 福祉のまちづくりの推進

施策	施策の概要
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	○公共交通機関や公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共施設を新設する際には、計画段階からユニバーサルデザイン化を進め、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう整備と利用促進に努めます。
民間施設の整備	○障がいのある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるよう、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、民間施設のバリアフリー化を促進します。
住宅改修助成	○障がいのある人の日常生活での利便性を高めるため、手すりの取り付けや段差の解消等、居宅における改修への支援に努めます。
道路等交通環境の整備	○障がいのある人が安心して移動できるよう、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化、歩道の整備や信号機の設置などの交通安全施設の整備など、道路等交通環境の整備を促進します。

(3) 移動条件の整備

施策	施策の概要
交通費の助成、割引制度の普及啓発	○自動車税・自動車取得税の減免制度や鉄道・バス、愛のりタクシー運賃等の公共交通機関で実施されているサービスの周知を図ります。
ガイドヘルパー派遣の促進	○障がいのある人の外出支援や、社会参加を促進できるよう、ボランティアを含めたガイドヘルパーの派遣等の充実に努めます。
交通安全教育の実施	○事故やけがは予防できるという理念のもと、公共施設や地域における事業や福祉活動の場等を利用し、関係各課・関係機関の協働により交通安全教育を行います。
自動車運転免許取得・改造費助成	○障がいのある人が保有する自動車の改造に必要な費用や、運転免許の取得に必要な費用について一部助成する制度について、広報誌等を通じて周知に努め、利用促進を図ります。

(4) 防災対策の推進

施策	施策の概要
避難行動要支援者登録台帳の整備	○避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけ、災害時における要配慮者支援が迅速かつ適正に行えるよう情報の収集等に努めます。 ○制度に基づく避難行動要支援者名簿の提供の際には、個人情報の取り扱いに十分注意を払います。 ○避難行動要支援者避難支援計画について、現状に応じた対象者の見直しを含め全体計画の改訂を図ります。
災害時緊急時における避難・救援体制の整備	○災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、防災関係機関、障がい者団体、民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携を図り、体制の整備を促進します。
避難のための情報伝達	○要配慮者および避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難指示の発令に先だって高齢者等避難を発令し、避難行動に時間を要する人に早めの避難を促すとともに、迅速・的確かつ、障がい特性に配慮した避難情報の伝達について特に配慮します。
避難先での支援	○避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がいのある人をはじめ、子ども、女性、高齢者が利用しやすいトイレの整備、必要な物資の調達、障がいの特性に応じた支援を得ることができるよう、設備等支援体制を確立します。 ○福祉避難所（二次的な避難施設）を指定するとともに、災害発生時に介護・医療的ケア等の支援が円滑に実施できるよう、平常時においても指定された機関との連携に努めます。
緊急時の通報手段の確保	○障がいのある人の緊急時の通報手段として、緊急通報装置や月2回のお元気コールによる安否確認等、民間管理会社を通じた 24 時間体制による見守りが可能となる緊急通報システムの設置を促進します。
感染症等への対策	○感染症に関する国や県の動向を踏まえながら、求められる対策の随時更新とその周知を徹底します。

(5) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止および被害からの救済

施策	施策の概要
防犯体制の整備	○安全で住みよいまちづくりを進めるために、啓発チラシの配布、地域での「声かけ運動」等とともに、緊急連絡網、障がいのある人の状況に応じた周知方法の検討等、犯罪被害を防止する活動を推進し、防犯体制の整備を図ります。
消費者トラブルの防止および被害からの救済	○広報やパンフレット等により、障がいのある人に対して悪質商法等についての情報の提供に努めます。 ○障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止および被害からの救済を図ります。

基本目標5 元気とうるおいのあるまちづくり

現 状

- 町内の事業所を対象として、障がいのある人の公正採用・雇用機会均等に関する研修会を開催するなど啓発を図っています。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、福祉施設から物品購入や業務委託を依頼しており、その取引内容をホームページで公開しています。
- 文化芸術作品の展示会開催にあたって、バリアフリー化された会場を優先しており、未対応の構造物がある場合は、人的サポートを充てています。

主な課題

- 公的機関での障がいのある人の雇用促進に取り組んでいますが、法定雇用率には届いておらず、雇用率の上昇に努める必要があります。
- 作業所等に業務発注できるものについて、庁内で検討することが必要です。
- 障がいのある人をはじめとした差別の解消をめざして啓発を展開していますが、企業や事業所によって取組に差があるため、さらなる啓発を続ける必要があります。

(1) 就労支援および多様な就業機会の確保

施策	施策の概要
総合的な就労支援体制の確立	○職場実習や雇用前の雇入れから雇用後の職場定着までの一貫した支援が行われるよう、働き・暮らしコトー支援センターや公共職業安定所等の関係機関との連携の緊密化に努めます。
ジョブコーチ等就労支援の推進	○障がいのある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチ等の就労支援サービスの周知を図り、利用の促進に一層、努めます。
高校における雇用・福祉との連携	○高校を卒業する障がいのある生徒が、スムーズに就労支援を受けられるよう、中学校と高等学校の情報連絡会（引き継ぎ会）および高等学校と働き・暮らしコトー支援センターの情報連絡会、進路会議等の開催の充実に努めます。

施策	施策の概要
一般就労への移行の促進	○福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援・充実を図ります。 ○民間企業が法定雇用率を達成する企業の割合が増加するよう、障がいのある人の雇用に関する援助・助成制度の周知に努めます。 ○障がいのある人の雇用を積極的に行っている企業の事例研究・情報提供等を行い、一般就労の拡大を図ります。 ○事業者に対して、障がいのある人を一定期間試験的に雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。
一般就労への定着の促進	○一般就労への定着を促進するため、就労定着支援などの利用により、障がいの特性や課題について理解された上で指導がされるよう、企業・事業者への啓発を強化していきます。
就労の場の整備	○事業主に対して、障がいのある人が仕事をしやすい操作用具やスペース等の作業環境の整備、医療機関の受診等を考慮した勤務形態の整備等を指導します。 ○職場におけるコミュニケーションを保障するため、手話通訳者等の配置についても啓発・指導を行っていきます。
公的機関における雇用拡大の推進	○町等の公的機関において、障がいのある人の法定雇用率以上の雇用を確保するとともに、一般就労に向けた支援を行います。
日中活動事業所の運営基盤強化への支援	○「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定め、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作成し、毎年実績とあわせてホームページで公表します。 ○町内の就労支援施設と連携し、障がいのある人が就労できる仕事の確保に向けて企業等へ働きかけ、ホームページによる情報発信や共同受注システムの構築や啓発事業を委託により実施します。 ○事業所の充実のため、職員の人材確保・育成の支援に努めます。 ○就労条件や就労環境への配慮について啓発等を進めます。
差別解消のための事業主等に対する理解促進	○職場における障がいのある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業主等に啓発します。

(2) 生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ等の振興

施策	施策の概要
文化・芸術活動への支援	○障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品を展示する場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。 ○障がいのある人の自立的な文化・芸術活動のため、発表の機会を確保する等の支援を充実します。
文化・芸術活動の場づくり	○ハーティーセンター秦荘等で開催されるイベント等において、障がいのある人も気軽に参加できるよう交流の促進とふれあいの場づくりに努めます。
障がい者スポーツの推進	○町内の NPO 団体等との連携しながら、多様な障がい者スポーツを実施できる機会を確保します。 ○参加者の拡大を図るため、障がい者関係団体やボランティア等との連携を強化し、競技種目・内容や実施方法の充実を図るとともに、広報やホームページにより PR します。 ○幅広いスポーツ活動を通じて、社会参加の促進や、交流を通じた社会性や自立の意識を育むためのスペシャルオリンピックス日本・滋賀の活動を支援します。 ○第 24 回全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技の開催を県と連携して行います。
スポーツ施設の整備・充実	○身近で気軽に地域スポーツ施設を利用できるよう、障がいのある人や高齢者が四季を通じて、身体の状態に応じてできるスポーツ施設を充実します。

基本目標6 合理的配慮を推進するまちづくり

現 状

- 町職員等の障がいのある人に対する理解の促進のため、課別研修において合理的配慮について学ぶ機会を設けています。
- 障がいのある人への理解を深めるため、湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同事業として毎年度、住民を対象とした講演会を開催しています。
- 視覚に障がいのある人のための声の広報を発行しており、計画相談員やケアマネジャーへの周知もあって、利用者が増加しています。
- 行政手続きの電子化を進めており、一部業務から徐々に電子申請を開始しています。

主な課題

- 障がいのある人のニーズに応じた支援を行うことができるよう、町職員の理解促進や意識向上を図ることが必要です。
- 障がいのある人が、適切な行政サービスを受けることができるよう、さまざまな場面において、合理的な配慮が行われることが必要です。
- 社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていくことが必要です。
- 手話奉仕員養成講座の修了者が少なく、気軽に興味を持ちやすい入門編などを含めて、周知を広く行っていくことが必要です。

(1) 合理的配慮および障がいのある人に対する理解の促進

施策	施策の概要
町職員等の障がいのある人に対する理解の促進等	○窓口等における対応の充実を図るため、障がいのある人への合理的配慮について学ぶ機会の増加に努めます。 ○行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。
行政手続き等における合理的配慮	○各種行政手続きや選挙等において、障がい特性に配慮した手段の確保などに努めます。
難病患者への障害福祉サービス等の提供	○医療機関との連携に努め、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮し、難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に努めます。
事業者による合理的配慮の提供の促進	○事業者による合理的配慮の提供の義務化について周知・啓発を図るとともに、情報提供や事業者からの相談への対応などに努めます。

(2) 福祉サービスの質の向上

施策	施策の概要
福祉サービスの質の向上	○障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供体制の確立に努めます。

(3) 情報の利用しやすさの向上、意思疎通支援の充実

施策	施策の概要
アクセシビリティの向上	○社会的障壁の除去に向けた取組（合理的配慮）をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。 ○聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することで、電話で双方向につながるができる電話リレーサービスの普及・啓発を促進します。
コミュニケーションボランティアの育成支援	○点訳・朗読・手話・要約筆記等、コミュニケーションボランティアの育成を支援します。 ○コミュニケーションの支援を必要とする個人やグループへの派遣を促進するとともに、会議や催し物の開催時に手話通訳・要約筆記等の実施を推進します。 ○失語症の人の「話す・聞く・読む・書く」などのコミュニケーションの不自由さをサポートし、安心して地域で生活し、積極的な社会参加ができるようコミュニケーション支援者の派遣などの支援を行います。
情報提供体制の整備	○「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障がい等により、意思疎通が困難な人に対し、円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者などの派遣を行い、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を推進します。 ○広報紙および声の広報の福祉情報の充実、国・県・町のパンフレット・小冊子・福祉のてびき・ホームページ等を活用し、実施サービスの一覧、利用手続き等の情報提供体制の整備に努めます。 ○SNS等を活用するなど、あらゆる人に情報が届きやすい工夫を行います。
デジタル化の推進	○社会保障・税番号制度導入により各システムの連携を進め、行政手続きの簡素化を図ります。 ○インターネットを介して容易に各種行政手続きを行えるよう、システム等の導入を推進するとともに、障がいのある人にとっても活用しやすいよう、アクセシビリティの高い行政情報提供の充実を図ります。

第5章 第7期障がい福祉計画

1. 成果目標の設定

国の基本指針において、「市町村障害福祉計画」および「市町村障害児福祉計画」により、成果目標や障害福祉サービスの見込量等を定めることとされています。

本町においても障がいのある人が安心して地域で暮らすことができるよう、各種取組を推進し、その成果を測る目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	●令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行
	●令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

障がい者福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数および施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

① 施設入所者の地域生活への移行に関する指標

対象時期	基準値 (令和4年度末)	地域生活へ 移行した者	地域生活移行率
令和8年度末	12人	1人	8.3%

② 施設入所者数に関する指標

対象時期	基準値 (令和4年度末)	施設入所者数	削減率
令和8年度末	12人	11人	8.3%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の活動指標	●保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
	●保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
	●保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数
	●精神障がい者のサービス利用者数 (地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）)

長期入院している精神障がいのある人の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域支援事業者の努力だけではなく、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

また、障がい支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な精神障がいのある人については、グループホーム等の地域生活への移行を促しつつ、地域定着や共同生活および自立生活支援援助の充実を図ります。

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場

項目	実績	目標			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回	
保健医療および福祉関係者による協議の場の参加者数	24人	24人	24人	24人	

② 精神障がい者のサービス利用者数

項目	実績	目標			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
精神障がい者の地域移行支援	0人	1人	1人	1人	
精神障がい者の地域定着支援	0人	1人	1人	1人	
精神障がい者の共同生活援助	5人	6人	7人	8人	
精神障がい者の自立生活援助	1人	2人	2人	2人	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	0人	1人	1人	1人	

(3) 地域生活支援拠点等の機能充実

国の 基本指針	●令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備
	●地域生活支援拠点機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築
	●年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討する
	●令和8年度末までに各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備

地域生活支援拠点等の整備については、湖東福祉圏域（1市4町）での整備を進めており、第7期障がい福祉計画期間においては、運用状況についての検証や課題についての検討をしていきます。

① 地域生活支援拠点における検証・検討

	実 績	目 標		
	令和 4 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証および検討を行う市町村数	5 市町	5 市町	5 市町	5 市町
検証および検討の回数	4 回	6 回	6 回	6 回

② 強度行動障がいのある人の支援

強度行動障がいを有する障がいのある人の支援ニーズの把握	関係団体等を通じて支援ニーズの把握を行うとともに、ニーズに沿った支援体制を整備します。
地域の関係機関が連携し、強度行動障がいを有する障がいのある人を支援する体制の整備	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	●令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
	●そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上
	●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
	●就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上
	●就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

一般就労することが可能にもかかわらず福祉施設を利用し続けている方々に適切な就労移行支援を提供し、なるべく多くの方が一般企業で就職できるようにします。

① 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行者数：[A]
就労移行支援事業	0人	令和3年度の実績：[B]
就労継続支援A型	3人	令和3年度の実績：[C]
就労継続支援B型	0人	令和3年度の実績：[D]
就労定着支援	0人	令和3年度の実績：[E]
項目	令和8年度目標	考え方
【目標値】 福祉施設から一般就労への移行者数	4人	令和8年度に一般就労へ移行する人数 ※[A]の1.28倍以上
就労移行支援事業	1人	※[B]の1.31倍以上
就労継続支援A型	1人	※[C]の1.29倍以上
就労継続支援B型	1人	※[D]の1.28倍以上
就労定着支援	1人	※[E]の1.41倍以上
項目	令和8年度目標	考え方
【目標値】 就労定着支援利用者数	2人	令和3年度実績の1.41倍以上

(5) 発達障がい児等に対する支援

国の 活動指標	○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）、実施者数（支援者）
	○ペアレントメンターの人数
	○ピアサポートの活動への参加人数

発達障がい児等に対する支援については、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応が行えるよう支援体制の充実を図ります。

また、子どもと関わりながら、日常生活で起こる困難を解消し、子どもの発達を促したり、問題行動を減らして望ましい行動を増やしていくための、保護者向け療育のスキルアップを図る支援プログラムを作成し、家族支援の強化を図ります。ペアレントメンターでは自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親が同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行います。

① 発達障がい児等に対する支援

種類	実績	目標			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6人	3人	3人	3人	
ペアレントメンターの人数	2人	3人	3人	3人	
ピアサポーター活動への参加者数	0人	3人	3人	3人	

(6) 相談支援の充実強化のための取組

国の 基本指針	○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
	○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

相談支援および障がい児相談支援については、相談体制の充実強化に向けたあり方について検討します。さらに、障がいのある人等への支援体制の整備を図るために障がいのある人や関係機関等により構成された協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することを目標としています。

① 基幹相談支援センターの設置等

		令和4年度	令和8年度
		実績値	目標値
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の 基本指針	○各都道府県および各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
------------	-------------------------------------

障害福祉サービスの質の充実については、各種研修や障害者自立審査支払等システムによる審査結果の共有に努めます。

① 障害福祉サービスの質の向上させるための取組

種類	実績	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有	有	有
	6回	6回	6回	6回
障害者自立審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	有
	0回	12回	12回	12回

◇上段には取組の有無を、下段に取組回数を表しています。

2. 障害福祉サービスの見込量および確保の方策

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量を確保するための方策を定めます。

サービスの種類		説明
(一) 訪問系サービス	①居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助を行うサービス
	②重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助を行うサービス
	③同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス
	④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等を行うサービス
	⑤重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス
(二) 日中活動系サービス	①生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事等の介助や創作的活動等の機会を提供するサービス
	②自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために、理学療法、作業療法などのリハビリ、生活等に関する相談および助言などを行うサービス
	③自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために、入浴、排せつ、食事等の訓練を提供するサービス
	④就労選択支援	就労または就労の継続を希望する障がいがある人を対象に、適性、知識等の評価、意向、必要な配慮などを整理し、適切な選択のための支援を行うサービス
	⑤就労移行支援	一般就労等を希望される人に、一定の期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行うサービス
	⑥就労継続支援 A 型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス(雇用契約あり)
	⑦就労継続支援 B 型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス(雇用契約なし)
	⑧就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援するサービス

サービスの種類		説明
(2) 日中活動系サービス	⑨療養介護	医療が必要な人で、常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス
	⑩短期入所(福祉型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、障がい者支援施設に短期間入所する必要がある人に、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行うサービス
	⑪短期入所(医療型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行うサービス
(3) 居住系サービス	①自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス
	②共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス
	③施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がいのある人に対し、入浴、排せつ、食事の介助等の支援を行うサービス
(4) 相談支援	①計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うとともに、障害福祉サービスの利用に関してサービス等利用計画を作成
	②地域移行支援	障がい者支援施設等に入所、または精神科病院に入院している人等、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保等地域での生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行う
	③地域定着支援	居宅にて単身で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行う

見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第6期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8年度までの各年度における見込量を推計しました。

<計画値・実績値の単位について>

時間／月：1か月当たりのサービス提供時間

人日／月：1か月当たりの延べ提供日数

人／月：1か月当たりの実利用人数

(1) 訪問系サービスの推進

《見込量確保の方策および今後の方向》

第6期計画期間における利用者数や一人あたりの平均利用時間の推移を基に、見込量を算出しました。近年の利用は減少傾向にありますが、在宅生活を支えるサービスとして一定量の利用を見込みます。

提供体制の確保に向けては研修・講習等に関する情報を提供するなど、ホームヘルパーの養成や技術の向上のための取組を推進します。

なお、重度障害者等包括支援の利用人数および利用時間については、第6期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが生じた場合には、提供体制の確保に努めます。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	計画	人／月	43	46	46	46	46	46
		時間／月	403	431	431	447	447	447
	実績	人／月	46	46	39			
		時間／月	414	363	367			
重度訪問介護	計画	人／月	8	8	8	6	6	6
		時間／月	478	478	478	540	540	540
	実績	人／月	6	4	4			
		時間／月	351	399	379			
同行援護	計画	人／月	9	10	6	7	8	9
		時間／月	232	258	258	84	96	108
	実績	人／月	7	5	6			
		時間／月	88	75	72			
行動援護	計画	人／月	8	9	10	7	8	9
		時間／月	189	213	236	182	208	234
	実績	人／月	6	7	6			
		時間／月	327	162	158			
重度障害者等 包括支援	計画	人／月	0	0	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0	0	0
	実績	人／月	0	0	0			
		時間／月	0	0	0			

(2) 日中活動系サービスの推進

《見込量確保の方策および今後の方向》

第6期計画期間における利用者数や一人あたりの平均利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。近年の利用は横ばい傾向にありますが、日中活動や就労の場を確保するためのサービスとして一定量の利用を見込み、将来も含めて必要な見込量の確保に向け、町外事業所の利用を含めてサービス提供体制の確保を図ります。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護 【 】内は重度者	計画	人／月	43	43	43	46 【3】	48 【3】	50 【3】
		人日／月	187	187	187	644 【42】	672 【42】	700 【42】
	実績	人／月	42	45	45			
		人日／月	658	653	622			
自立訓練（機能訓練）	計画	人／月	1	1	1	1	1	1
		人日／月	20	20	20	20	20	20
	実績	人／月	0	0	0			
		人日／月	0	0	0			
自立訓練（生活訓練） 【 】内は精神障がい者	計画	人／月	4	5	6	2 【1】	2 【1】	2 【1】
		人日／月	94	118	141	20 【5】	20 【5】	20 【5】
	実績	人／月	1	1	0			
		人日／月	20	1	0			
就労選択支援	計画	人／月	-	-	-		1	1
		人日／月	-	-	-		23	23
	実績	人／月	-	-	-			
		人日／月	-	-	-			
就労移行支援	計画	人／月	8	8	8	10	10	10
		人日／月	78	78	78	140	140	140
	実績	人／月	10	7	9			
		人日／月	91	80	120			
就労継続支援A型	計画	人／月	11	12	14	14	15	16
		人日／月	202	216	252	210	225	240
	実績	人／月	10	10	12			
		人日／月	158	168	140			

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援B型	計画	人／月	78	79	80	80	85	90
		人日／月	193	195	198	1,200	1,275	1,350
	実績	人／月	73	69	75			
		人日／月	1,109	1,083	1,146			
就労定着支援	計画	人／月	1	1	1	2	2	2
	実績	人／月	1	2	2			
療養介護	計画	人／月	3	3	3	3	3	3
	実績	人／月	3	3	2			
短期入所(福祉型) 【 】内は重度者	計画	人／月	14	14	14	14 【3】	14 【3】	14 【3】
		人日／月	24	24	24	23 【6】	23 【6】	23 【6】
	実績	人／月	13	13	12			
		人日／月	17	15	14			
短期入所(医療型) 【 】内は重度者	計画	人／月	3	3	3	3 【1】	3 【1】	3 【1】
		人日／月	26	26	26	6 【2】	6 【2】	6 【2】
	実績	人／月	2	1	1			
		人日／月	4	2	2			

(3) 居住系サービスの推進

《見込量確保の方策および今後の方向》

共同生活援助(グループホーム)については、第6期計画期間における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。町内に整備予定の施設における増加を見込んでおり、今後も障がいのある人の地域生活を支える生活基盤の整備が求められていることから、グループホーム開設に係る費用の補助により、事業者の新規参入の促進に努めます。さらに、医療的ケアが必要な者の受入れや強度行動障がい者の受入れが困難な事業所もあるため、専門職員の確保に向けた支援等を行い、受入れ体制の整備に取り組めます。

施設入所支援は、成果目標達成に向け利用者数を減少と見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所が必要な障がいのある人が安心して利用できるよう、関係機関と連携しつつ、一定定員の確保に努めます。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助 【 】内は精神障がい者	計画	人／月	1	1	1	2 【1】	2 【1】	2 【1】
	実績	人／月	2	1	2			
共同生活援助 【 】内は精神障がい者 《 》内は重度者	計画	人／月	22	22	22	24 【5】 《1》	26 【6】 《1》	28 【7】 《1》
	実績	人／月	21	21	22			
施設入所支援	計画	人／月	11	10	9	12	12	12
	実績	人／月	12	13	12			

(4) 相談支援の推進

《見込量確保の方策および今後の方向》

第6期計画期間における利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。

計画相談支援は、障がいのある人が適切な障害福祉サービスを利用するために必要な事業であり、利用促進に努めます。また、身近な地域において関係機関のネットワーク化を図り、障がいのある人の個々の状況、ニーズに応じた相談支援が実施できるよう、体制の強化に取り組みます。加えて、研修・講習等に関する情報提供を行い、相談支援従事者の技能・技術の向上を図ります。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援 【 】内は精神障がい者	計画	人／年	164	167	170	160 【36】	165 【37】	170 【38】
	実績	人／年	152	151	151			
地域移行支援 【 】内は精神障がい者	計画	人／月	1	1	1	1 【1】	1 【1】	1 【1】
	実績	人／月	0	0	0			
地域定着支援 【 】内は精神障がい者	計画	人／月	1	1	1	1 【1】	1 【1】	1 【1】
	実績	人／月	0	0	0			

3. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められており、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの考え方および量の見込み、各年度の見込量確保のための方策を定めます。

事業の種類		説明
(一) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業	住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。
	②自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、住民等による地域における自発的な活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
	③相談支援事業	障がいのある人等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を、町から委託する相談支援事業所や基幹相談支援センターで行います。
	④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行い、成年後見制度の利用を支援します。
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
	⑥意思疎通支援事業	外出先で意思の疎通に支障があるときは、意思疎通支援者を派遣します。
	⑦日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活における利便性の向上を図ります。
	⑧手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
	⑨移動支援事業（ガイドヘルパー）	障がいのある人等の社会生活上、必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加の際の、円滑な移動を支援します。
	⑩地域活動支援センター事業	地域活動支援センターでの創作や作業、創作的な活動や生産活動の機会の提供、その他日常生活の援助をします。

事業の種類		説明
(2) 任意事業	①訪問入浴サービス事業	入浴が困難な身体障がいのある人に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
	②日中一時支援事業	介護する人の一時的休息等を目的として、日中における、障がいのある人等の排せつ、食事、放課後の見守り等を行います。
	③巡回支援専門員配備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
	④障がい者虐待防止対策支援事業	障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関・団体・住民等の支援体制の強化や協力体制の整備の支援を行います。

(1) 必須事業の推進

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、湖東福祉圏域(1市4町)において研修会を開催しているほか、湖東福祉圏域で精神障がいのある人を対象としたサロンを開催しており、障がいのある人と実際にふれあうことのできる機会を設けています。

あらゆる機会を捉え、障がいのある人に対する理解と認識が深まるよう努めており、計画期間の各年度においても、こうした取組を推進していきます。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	計画	有無	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有			

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、町内の障がいのある人やその家族が行う訓練やスポーツ、イベント等の自発的活動の支援として、見込量を設定します。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	計画	有無	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	無	無			

③ 相談支援事業

基幹相談支援センターについては、地域生活への移行・定着の推進に向けて、取組を充実させていくとともに、専門職員の配置や相談支援事業者への専門的な指導・人材育成の支援を充実していくこととして、見込量を設定します。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センター	計画	か所	1	1	1	1	1	1
	実績	か所	1	1	1			
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画	有無	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有			

④ 成年後見制度利用支援事業

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見人制度の利用が必要な障がいのある人に対し、必要な支援を行います。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	計画	人/年	3	3	3	3	3	3
	実績	人/年	1	2	2			

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	人/年	0	0	0	0	0	1
	実績	人/年	0	0	0			

⑥ 意思疎通支援事業

障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の提供の一端を担うものとして、意思疎通支援事業の役割は今後ますます大きくなると考えられることから、関係機関との連携のもと、手話通訳者や要約筆記者等の養成に関する各種研修の受講を促進する等、人材の確保に努めていきます。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
意思疎通支援事業	計画	人/年	11	15	15	25	25	25
	実績	人/年	25	11	15			

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、給付要件や対象品目等の検討を行います。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	計画	件/年	0	0	0	3	3	3
	実績	件/年	0	3	1			
自立生活支援用具	計画	件/年	2	2	2	3	3	3
	実績	件/年	3	2	1			
在宅療養等支援用具	計画	件/年	1	1	1	5	5	5
	実績	件/年	2	5	1			
情報・意思疎通支援用具	計画	件/年	2	2	2	3	3	3
	実績	件/年	0	3	1			
排泄管理支援用具	計画	件/年	340	360	360	380	380	400
	実績	件/年	324	371	371			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画	件/年	3	4	4	4	4	4
	実績	件/年	0	4	4			

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動促進のため、湖東福祉圏域（1市4町）において手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を実施しています。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	人/年	3	3	3	10	10	10
	実績	人/年	2	2	5			

⑨ 移動支援事業（ガイドヘルパー）

移動支援事業（ガイドヘルパー）は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。必要に応じて、事業所の追加指定を行い、必要なサービス提供量の確保に努め、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備について検討していきます。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業（ガイドヘルパー）	計画	人/年	33	34	36	40	42	44
		時間/年	60	62	65	65	69	72
	実績	人/年	33	34	35			
		時間/年	49	61	63			

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、センターを運営する法人に対して委託または補助を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援がさまざまな形で行われており、障がいのある人の身近な社会参加の場として重要であることから、その運営を支援していきます。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業	計画	か所	2	2	2	2	2	2
		人/年	10	10	10	10	10	10
	実績	か所	2	2	2			
		人/年	10	6	6			

(2) 任意事業の推進

① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がいのある人の生活を支援することを目的として実施しています。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業	計画	人/年	3	3	3	3	3	3
	実績	人/年	3	3	3			

② 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人の家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい者支援施設等で障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行うものです。

放課後等デイサービスの利用増加に伴い、日中一時支援事業の利用者数は横ばいではあるものの、支援を必要とする人が利用できるように見込量の確保に努めます。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	計画	人/年	14	14	14	40	42	44
	実績	人/年	35	35	35			

③ 巡回支援専門員配備

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員を配備します。

利用ニーズを把握し、巡回支援専門員の配備体制を強化します。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
巡回支援専門員配備	計画	有無	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有			

④ 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待防止対策支援事業では、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、町内の関係機関・団体・住民等の連携を推進し、支援体制の強化、協力体制の整備を行います。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるように、虐待防止に向けた事業の充実に努めます。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい者虐待防止 対策支援事業	計画	有無	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有			

第6章 第3期障がい児福祉計画

1. 成果目標の設定

第3期障がい児福祉計画では、より一層障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応、障害児通所支援・障害児相談支援等の推進について成果目標を設定します。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の 基本指針	●市町村または圏域に児童発達支援センターを1か所以上設置
	●市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
	●市町村または圏域に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を1か所以上設置

① 児童発達支援センターの設置（障害児支援提供体制の整備等）

児童発達支援センターは児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え保育所等訪問支援等の地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であるため、整備することを検討していきます。

	実績	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター	0	0	0	愛知・犬上郡：1か所

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

障がい児支援について、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築するとともに、障がいの有無に関わらず、児童が共に保育、教育等の支援を受けることができるよう取り組みます。

(2) 医療的ニーズへの対応

国の 基本指針	●市町村または圏域に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を1か所以上設置
	●市町村は圏域に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を1か所以上設置
	●各都道府県および各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

① 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症の心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、既に湖東福祉圏域（1市4町）において、事業所が1か所整備されています。

本計画の期間内に、湖東福祉圏域内で新たに事業所を1か所整備し、合計2か所の事業所を確保することを目標とします。

	実績	目標			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所	圏域：1か所	圏域：1か所	圏域：1か所	圏域：2か所	

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が、地域で適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための協議の場を設けるとともに、コーディネーターを配置することが求められています。

既に湖東地域障害者自立支援協議会の重症心身障がい児者に関する部会において、関係機関が医療的ケアを必要とする障がい児のための支援について協議しており、今後も関係機関が連携を図りながら協議に取り組めます。

	実績	目標			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	圏域：1か所	圏域：1か所	圏域：1か所	圏域：1か所	
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	圏域：0人	圏域：1人	圏域：1人	圏域：1人	

2.障害児通所支援等の見込量および確保の方策

サービスの種類		説明
(一) 障害児通所支援・障害児相談支援	①児童発達支援	個別や集団での指導・訓練を通じて、発達に即した適切な支援を行います。
	②医療型児童発達支援	肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援および治療を行います。
	③放課後等デイサービス	障がいを持ったお子さんや発達に特性を持っているお子さんが利用できる福祉サービス施設です。
	④保育所等訪問支援	保育所を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	⑤居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
	⑥障害児相談支援	障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向等の事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援等のサービスの利用状況のモニタリングを実施します。
	⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

見込量算定の考え方

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、第2期障がい児福祉計画の期間におけるおけるサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8年度までの各年度における見込量を推計しました。

<計画値・実績値の単位について>

時間／月：1か月当たりのサービス提供時間

人日／月：1か月当たりの延べ提供日数

人／月：1か月当たりの実利用人数

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援等の推進

《障害児通所支援・障害児相談支援等の見込量確保の方策》

第2期計画期間における利用児童数や一人あたりの平均利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。特に児童発達支援および放課後等デイサービスについては、利用者の増加が見込まれます。障害児通所支援事業所や障害児相談支援事業所等の支援者の連携を深める場を設置し、知識の習得・技術の向上を図る取組を推進します。

事業名			第6期			第7期		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	計画	人／月	29	31	33	40	42	44
		人日／月	67	72	77	200	210	220
	実績	人／月	30	38	38			
		人日／月	68	133	186			
放課後等 デイサービス	計画	人／月	52	54	56	77	80	83
		人日／月	143	149	155	1,078	1,120	1,162
	実績	人／月	63	71	74			
		人日／月	749	869	1,033			
保育所等訪問支援	計画	人／月	1	1	1	3	4	5
		人日／月	1	1	1	6	8	10
	実績	人／月	0	1	2			
		人日／月	0	1	4			
障害児相談支援	計画	人／年	68	71	80	110	115	120
	実績	人／年	79	96	96			
医療的ケア児に対する 関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置	計画	人	0	0	1	1	1	1
	実績	人	0	0	0			

第7章 計画の推進体制

1.各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がいのある人をはじめ、住民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして行政らが、障がい者施策を推進していく主体として連携しあい、障がいのある人を取り巻く様々な課題を共有しながら、誰もが支え、支えあう地域共生社会を築いてくために、一体となって障がい者福祉の向上に取り組んでいくことが求められています。

① 障がいのある人

障がいのある人は自分自身が、一人の人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、地域の人々との多様な関わりを持つことで、主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力や技能を発揮して人生の可能性を高め、またその能力を十分に活かして生きがいを感じるとともに社会に貢献することが望まれます。

② 住民

障がいや障がいのある人の特性に関する正しい知識を学び、高い見識を持って、障がいのある人が自立した社会生活を送るための親身な支援を提供するほか、災害時の活動支援や誰もが参加できるような地域行事等を障がいのある人とともに進め、多様な活動を通じ喜びを分かち合える地域づくりに努めていくことが求められます。

③ 障がい者団体・障害福祉サービス等事業者

障がい者団体は、一般の住民への障がいに対する理解の促進や障がいのある人やその家族等との交流の場づくりや社会参加の支援活動等を行っています。今後も、各団体間での連携や調整を図りながら、住民の障がいに対する理解促進、障がいのある人の生活の向上のために行政等と協力しながら、障がいのある人の暮らしや就労への支援が求められます。

また、障害福祉サービス等事業者は、障がいの特性を踏まえた個々の状況に合った適切なサービスの提供を行うとともに、障がいのある人の求めるサービスの質の向上や事業運営の情報公開等公正な運営が求められます。

④ 企業等

障がいのある人が社会的に自立した生活を営むためには、就労を通じて安心できる経済的自立が求められます。このため、企業等においては、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいや障がいのある人への正しい理解と思いやりのある職場環境と雇用条件などに配慮していく必要があります。

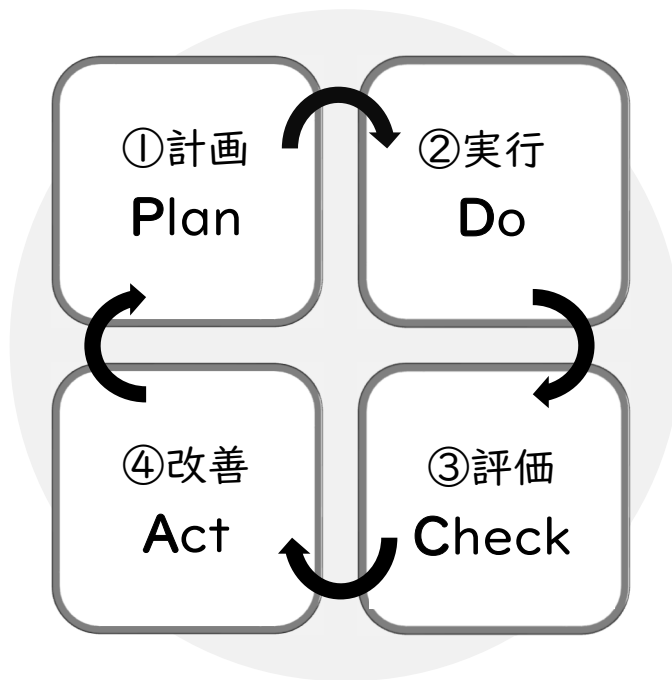
2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況および成果指標の達成状況等について点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

<PDCA サイクルとは>

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

■PDCAサイクルのイメージ図



■PDCAの具体的内容

	内 容
計画 (Plan)	■障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定 愛荘町障がい者福祉施策推進会議や庁内関係各課と連携を推進しながら、町の課題を把握し、必要となる施策を設定するとともに、成果目標やサービス見込量を定めます。
実行 (Do)	■計画の実行 策定した本計画に基づいて、庁内関係各課や関係機関と連携し、施策を進めていきます。
評価 (Check)	■障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の全体の評価 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画三つの計画すべての評価を行います。障がい者計画における施策の達成状況をはじめ福祉計画の成果目標の達成状況やサービス提供実績の計画値の比較、今後の課題を把握します。 ■愛荘町障がい者福祉施策推進会議での評価報告ならびに内容の検討 各施策の実施状況等について、愛荘町障がい者福祉施策推進会議や湖東地域障害者自立支援協議会で意見を聴きながら、進捗管理を実施します。
改善 (Act)	■シートによる検証結果に基づいた施策内容の修正 検証シートを通じて把握した課題等を踏まえ、対応方法の検討や新規事業の立案を行います。 ■中間評価に基づく計画の見直し 中間評価の結果を踏まえ、必要な場合は計画の方向性の検討を行います。

資料編

1. 愛荘町障がい者福祉施策推進会議委員名簿

No.	氏 名	所属等	備 考
1	明石 祐吾	共同生活援助事業所 オリーブ	
2	磯嶋 節子	公募委員	
3	竹内 英司	滋賀県湖東健康福祉事務所	
4	辻 久孝	一般社団法人 滋賀県ろうあ協会	
5	中村 泰秀	愛犬つくし教室	
6	前宮 和典	彦根公共職業安定所	
7	藤田 英吾	ふれあい共同作業所	副会長
8	松川 満	愛荘町手をつなぐ育成会	
9	森 治久	愛荘町福祉コミュニティー親の会	
10	山下 雅之	愛荘町社会福祉協議会	
11	矢守 寿貴	滋賀県立甲良養護学校	
12	横田 人美	コスモス共同作業所	保護者
13	吉川 知則	彦愛犬地域障害者生活支援センター ステップアップ21	会長

※敬称略、五十音順

2. 計画策定経過

開催期日	協議事項等
令和 5 年 9 月 13 日(水)	第 1 回 愛荘町障がい者福祉施策推進会議 ・第 4 次愛荘町障がい者計画(中間見直し)および第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画策定に係るスケジュール、アンケート調査について
令和 5 年 12 月 25 日(月)	第 2 回 愛荘町障がい者福祉施策推進会議 ・第 4 次愛荘町障がい者計画(中間見直し)および第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画策定に係るアンケート結果、計画(素案)について
令和 6 年 1 月 25 日(木)	第 3 回 愛荘町障がい者福祉施策推進会議 ※大雪のため中止
令和 6 年 2 月 15 日(木)	第 4 回 愛荘町障がい者福祉施策推進会議 ・第 4 次愛荘町障がい者計画(中間見直し)および第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画(案)について

3. 用語解説

あ	
愛のリタクシー	高齢者や障がいのある人、車を運転しない人が、通院や買物、趣味、習い事などに利用できる移動手段として、運行時刻やルートがあらかじめ設定され、予約があった場合のみ運行する車両。
アクセシビリティ	年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
一般就労	雇用契約に基づいて、企業等に就職することおよび在宅就労すること。
医療的ケア	たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。
インクルージョン	「包括的な」「包み込む」という意味。介護や障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。社会的包摂ともいう。
NICU	新生児集中治療室を意味する。NICUでは、低出生体重児（未熟児）や先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療が提供される。（Neonatal Intensive Care Unit）
NPO	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利組織・団体。（Non-profit Organization）
か	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域で障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、障がいのある人等の権利の擁護のために必要な援助や成年後見制度の利用援助など、総合的に相談支援を行う機関。
共生社会	障がいの有無にかかわらず、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
彦愛犬権利擁護サポートセンター	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の住民を対象に、判断能力が不十分であってもその人らしい暮らしを支えるために令和3年に設立された権利擁護団体。
健康あいしょう21	愛荘町において、ライフステージに応じた住民の主体的な健康づくりを推進するとともに、住民一人ひとりの心身の健康づくりを支える周辺環境の整備や地域コミュニティの醸成等、さまざまな角度から住民の「健幸（健康で幸せ）」に重点を置いた「健幸づくり」を目指して策定された計画。
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がいのある人の人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。
高次脳機能障がい	脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）、感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障がい。外見から障がいを見極めるのは非常に困難で、本人が自覚していない場合も多い。
合理的配慮	障がいのある人の人権が保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
湖東地域障害者自立支援協議会	湖東地域（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の1市4町「湖東福祉圏域」）に居住する身体・知的・精神などに障がいのある人や子どもが地域で安心して生活できるよう支援し、かけがえのない個人として尊重され、社会参加を促進し、障がいの有無によって分け隔てられないことない共生する社会を実現するため、福祉・保健・医療・教育・就労等の各種サービスを総合的に調整、推進することを目的として、平成18年4月から設置された機関。
湖東地域リハビリ推進センター	湖東地域の1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）が共同で設置。介護予防の視点を中心に、リハビリテーションを必要とする人が、より身近な地域や家庭で自立した生活が送れるよう、リハビリ専門職が実践的にかかわる仕組みづくりを進めている。
個別の指導計画	障がいのある幼児や児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児や児童・生徒一人ひとりについて作成した支援計画。

さ	
作業療法	各種作業活動を主な治療手段として用い、障がいのある人の心身の機能回復・維持を目的として行う治療、指導、援助。
サポートファイル	支援者間の連携と計画的で継続的な支援に活用することを目的に、障がいのある子どもの成長や障がい特性、支援経過などの情報を保護者または関係者が記録し保管するファイル。
指定相談支援事業所 (指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所)	障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害福祉サービス等の利用に関してサービス利用計画を作成し(指定特定相談支援事業所)、また施設・病院から地域移行のための相談や支援、地域移行後の相談や支援を行い(指定一般相談支援事業所)報酬を受けることができる障害者総合支援法の指定を受けた事業所。
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。
児童発達支援センター	通所支援のほか、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を行う等、地域の中核的な療育支援施設のこと。
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各施設および事業に関する基本原則を定める日本の法律。「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年6月3日に公布され、平成30年度から施行。
社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるもの(社会における事物、制度、慣行、観念など)。
障害者虐待防止法	障がいのある人を虐待から守るために、障がいのある人が尊厳をもって生活し、自立や社会参加を目指すことを目的として制定された。障がいのある人の家族など養護者への支援促進も盛り込まれている。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。
障害支援区分	障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを、6段階の区分によって示すもの。区分に応じたサービスの利用が可能となる。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等および事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
障害者の雇用の促進等に関する法律	障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律で、身体障がいのある人または知的障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的としている。
ジョブコーチ	障がいのある人の職場環境等への適応を支援する指導員で、障がいのある人と一緒に働いてサポートしたり、職場内の人間関係の調整等を行う職場適応援助者。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。対象者によって更生医療(身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人)、育成医療(身体障がいのある児童(18歳未満))、精神通院医療(精神障がいのある人)の3つに分かれる。
自立支援医療(精神通院)	精神障害者通院医療公費負担制度。通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度。
スクールコンサルタント	発達障がい児を指導する学校内の様々な立場の人に対して、療育分野の専門家として対等な立場から助言する人のこと。
スペシャルオリンピックス	知的障がいのある人の自立や社会参加を目的として、日常的なスポーツプログラムや、成果の発表の場としての競技会を提供する国際的なスポーツ組織。いつもどこかで活動しているということから、Special Olympicsと複数形になっている。
接遇ガイドライン	高齢者や障がい者等が安心・安全に外出ができるよう、事業者に推奨される接遇例をまとめたもの。
成年後見制度	判断能力の不十分な者(認知症高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人等)を保護するための制度。平成11年12月の民法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められた。平成12年4月施行。

相談支援事業所	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助を行う事業所。
た	
だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	高齢者や障がいのある人をはじめ、だれにとっても暮らしやすくするために、建築物や道路、鉄道駅舎などをだれもが安心して利用できるようにしようとする「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」が改正され、平成 17 年 4 月から「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」となった。新築や増改築等の際に届出が必要になる施設の種類の拡大された。
地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）	自身で相談することが難しい障がいのある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障がいのある人の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っており、障害者差別解消相談員と連携しながら事案の解決を図る。県内福祉圏域ごとに複数名を配置している。
地域共生社会	社会構造や暮らしの変化に応じて、医療・介護・障害福祉制度ごとの「縦割り」の公的支援体制や、「支え手」「受け手」という垣根を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、「相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」の5つを柱としている。
地域生活支援事業	障害者自立支援法における給付体系において、利用者への個別給付である「自立支援給付」に対して、補助金により市町や地域の実情に応じて柔軟に実施する事業。
地域福祉権利擁護事業	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより、権利擁護に資することを目的とした事業。実施主体が利用者の状況を調査し、利用者の参加を得て策定した「支援計画」に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的金銭管理等を行うこともできる。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援・サービスを提供する体制。
地域包括支援センター	保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関で、生活圏域を踏まえて、市町村または市町村に委託された法人が運営する。
特別支援学級	障がいのある児童・生徒のために、通常の小学校や中学校内に置かれる学級。通常学級での学習指導が難しい児童・生徒を対象に、少人数制のクラスで授業を行い、一人一人に合わせた適切な学習を行うことを目的としている。高等学校の場合は、学習指導要領に特別支援学級についての具体的な記述がないことなどから、特別支援学級を設置している学校はほとんどない。
トライアル雇用	障がいのある人に関する知識や雇用経験がない事業所が、障がいのある人を試行的に雇用し、本格的な障がいのある人雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。有給の有期契約による試験的な雇用。
な	
難病	原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病や経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介助等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。
は	
働き・暮らしコトー支援センター（湖東地域障害者就業・生活支援センター）	障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に応じ、「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援を行う。

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい (LD)、注意欠陥・多動性障がい (ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
発達障害者支援法	平成 16 年に制定され平成 17 年 (平成 28 年改正) に施行された、発達障がいのある人を支援するための法律。長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉法制における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、「発達障害の早期発見」「発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務」「発達障害者の自立および社会参加に資する支援」を初めて明文化した。
バリアフリー化	障がいのある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障がいのある人の生活全般における障壁の除去をいう。
ピアサポート	同じような苦しみや生きづらさを抱える当事者同士による支え合いのこと。
PDCA サイクル	画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) を繰り返しながら、着実に効果的な計画等の推進を図る方法。
避難行動要支援者	災害が発生したときなど、自力での移動が困難な人、薬や医療装置がないと生活できない人、理解や判断ができない人など、平常時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする人。災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。
避難行動要支援者名簿	災害が発生したときなど、自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある人 (避難行動要支援者) にあらかじめ同意のうえ登録してもらう名簿。その情報を元に地域の (支援者・関係機関) で情報を共有し、災害時の情報伝達や避難誘導などが迅速・的確にできるような体制を整える。
福祉圏域	県と市町の行政、社会福祉施設や医療機関などの専門機関、社会福祉協議会などの民間福祉団体等が協力して、総合的に地域福祉を推進する地域。県下を 7 つのブロックに分けている。本町の場合は、彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の 1 市 4 町からなる湖東福祉圏域に属する。
福祉的就労	障がいなどの理由から企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場合は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれる。
ペアレントトレーニング	発達障がいを持つ子どもの親を対象とした、子どもの行動を変えるテクニックを身につけるためのトレーニング。ペアレントトレーニングでは、子どもの好ましい行動を増やし、好ましくない行動を減らすためのテクニックを親が修得する。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。
法定雇用率	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれに定められた割合 (法定雇用率) に相当する人数以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされており、このことにより障がいのある人を雇用する割合。
訪問看護ステーション	住み慣れた自宅で療養生活が送れるように、医師や他の医療専門職、ケアマネジャーなどと連携し、訪問看護サービスを提供する事業所。
補装具	身体に障がいのある人等が、失われた体や機能を補うために使われる福祉用具。
ま	
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がいのある人世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たす委員。
モニタリング	サービス等利用計画に沿って福祉や医療等のサービスが提供され、利用者が課題に対して取り組み、どのような現状にたどり着いたのか、定期的に確認すること。
や	
ヤングケアラー	本来大人が担っているはずの家事や家族の世話をしている子どものこと。責任の重さから他の家庭の子どもに比べて学業や友人関係が犠牲になっていることが問題視されている。

ユニバーサルデザイン	障がいのある人・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などデザインをすること。
ら	
ライフステージ	生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた各々の段階。
リハビリテーション	機能低下やその状態を改善し、障がいのある人の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を示し、障がいのある人が環境に適応するための訓練を行うばかりでなく、障がいのある人の社会的統合を促すために、全体としての環境や社会に手を加えることも目的とした考え方。
療育	「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味するとされており、身体や知的に障がいのある児童等について、早期発見と早期治療および相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。
臨床心理士	臨床心理学にもとづく専門的な知識や技術を用いて、クライアント（相談依頼者）の心の問題を解決していく専門家。
レスパイト	在宅で障がいのある人や高齢者などの世話をしている家族に対し、支援者が代行役を引き受けることで、家族が休息する機会をつくるサービスのこと。

第 4 次 愛 荘 町 障 が い 者 計 画
第 7 期 愛 荘 町 障 が い 福 祉 計 画
第 3 期 愛 荘 町 障 が い 児 福 祉 計 画

発行年月 ：令和 6 年 3 月

発行・編集 ：愛荘町 福祉課

住所：〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

TEL：0749-42-7691 FAX：0749-42-5887